糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業
環境影響評価

事後調査報告書（工事中）

２０２６年（令和８年）７月

日本産業株式会社

はじめに

福島県郡山市田村町糠塚地区内において計画する糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業について、「福島県環境影響評価条例」に基づき「糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価書〔補正後〕（平成 29 年 12 月）」（以下、「評価書」という。）としてとりまとめている。

本報告書は、評価書において事後調査の必要性があると判断した「水質（浮遊物質量（SS））」、「動物（両生類・昆虫類、魚類）」、「生態系（哺乳類、両生類）」に加え、評価書（補正前）に対して送付された知事の意見への対応として「動物（猛禽類）」、「植物（植生）」について、工事中における調査結果をとりまとめたものである。

令和８年７月

目　次

第１章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地　1
１－１ 事業者の名称　1
１－２ 代表者の氏名　1
１－３ 主たる事務所の所在地　1
第２章 対象事業の目的及び内容　2
２－１ 事業の目的　2
２－２ 対象事業の内容　3
１． 対象事業の名称　3
２． 対象事業の種類　3
３． 受入廃棄物　3
４． 対象事業の規模　3
５． 対象事業実施区域の位置　3
２－３ 対象事業の施設計画概要　6
１． 施設計画　6
２． 施設構成、機能及び形態　１１
２－４ 対象事業の工事計画概要　１１
２－５ 環境保全対策　１５
１． 工事中の環境保全措置　１５
２． 維持管理計画　３２
３． 緑化計画　３３
第３章 事後調査の項目、手法及び結果　３４
３－１ 事後調査の目的　３４
３－２ 事後調査の項目　３５
３－３ 事後調査の内容　３５
１． 水質　３５
２． 動物　３６
３． 植物　３６
４． 生態系　３６
３－４ 事後調査の結果　３８
１． 水質　３８
２． 動物　４２
３． 植物　５８
４． 生態系　６３
第４章 事後調査のまとめ　６９
４－１ 調査結果の比較検証　６９
４－２ 総括　７４

第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

１－１　事業者の名称

日本産業株式会社

１－２　代表者の氏名

代表取締役　梁川　哲

１－３　主たる事務所の所在地

福島県郡山市田村町糠塚字池尻３１５番地の２０

電話番号：024-985-1800

第２章　対象事業の目的及び内容

２－１　事業の目的

福島県内における産業廃棄物の状況は、「福島県廃棄物処理計画」（平成27年3月福島県）によると、平成24年度における排出量は805.2万トンであり、うち、336.9万トン（42%）が中間処理による減量化、367.3 万トン（46%）が再生利用、96.2 万トン（12%）が最終処分となっていた。また、最終処分場の残余年数は、平成 24 年度において管理型最終処分場で 4.1 年、安定型最終処分場で 7.6 年であり、この処分実績と今後の最終処分場設置動向等を加味した上での将来予測値は、令和 2 年度において管理型最終処分場で 7.8 年、安定型最終処分場で 8.2 年と推測されていた。県内における産業廃棄物の適正処理は当分維持できる状況にあるものの、残余年数を安定的に確保していく必要があるものとされていた。

また、国内における産業廃棄物の状況としては「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況（平成 24 年度実績）について」（環境省報道発表資料平成27年3月26日）によると、平成25年4月1日時点、産業廃棄物最終処分場の残余容量は約 18,271 万 m^3 であり、前年度に比べ約 334 万 m^3（約 1.8%）減少しているものの、残余年数は全国で13.9年であるが、首都圏においては6.3年と依然として厳しい状況にあった。また、許可を受けている産業廃棄物最終処分場施設数は 1,942 施設あるものの、前年度に比べ 48 施設の減少となっていた。本事業は、このような現状を踏まえ、郡山市田村町糠塚地区内において、管理型の最終処分場を新設することにより、福島県内のみならず首都圏から排出される産業廃棄物の受皿として機能させ、処分場不足の解消を図ることを目的とする。なお、受入廃棄物についてはおおむね県内 80%、県外 20%とする。

※　本項の記載は、評価書（平成29年12月）の記載内容を抜粋したものであり、引用している資料及び各種統計値は作成当時の情報に基づくものである。

２－２　対象事業の内容

１．対象事業の名称

糠塚地区産業廃棄物最終処分場事業

２．対象事業の種類

産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置

３．受入廃棄物

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん並びに 13 号廃棄物[1,※]

※　これらのうち、石綿含有産業廃棄物及び自動車破砕物を含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

特別管理産業廃棄物の種類：廃石綿

なお、評価書において 13 号廃棄物、石綿含有産業廃棄物、廃石綿は受け入れない計画としていたが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書を提出した上で受入廃棄物に追加しており、追加に伴って処分場の構造は変更していない。

４．対象事業の規模

対象事業区域の面積	：159,163　m^2
埋立地面積	：　47,260　m^2
埋立容量	：775,000　m^3
埋立予定期間	：12 年間

５．対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は図２－１に示すとおり、郡山市中心街より南東へ約 15 ㎞、須賀川市中心街より東へ約 12 ㎞にあり、国道 49 号（福島県いわき市～新潟県新潟市）から南へ約 300m の標高 425～510m 程の山間部に位置している。

所在地：福島県郡山市田村町糠塚字池尻３１５番地の２０

[1] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物

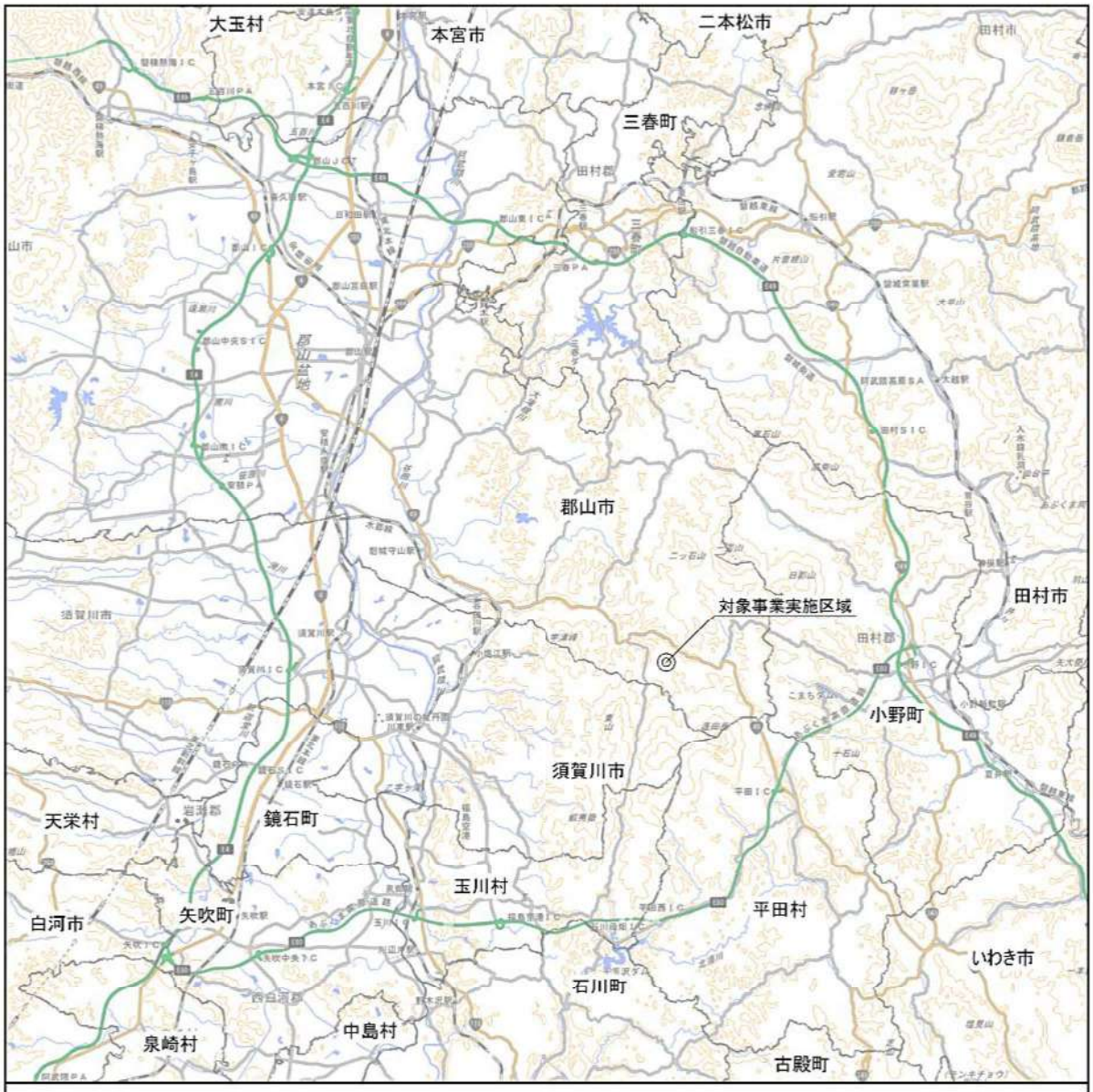
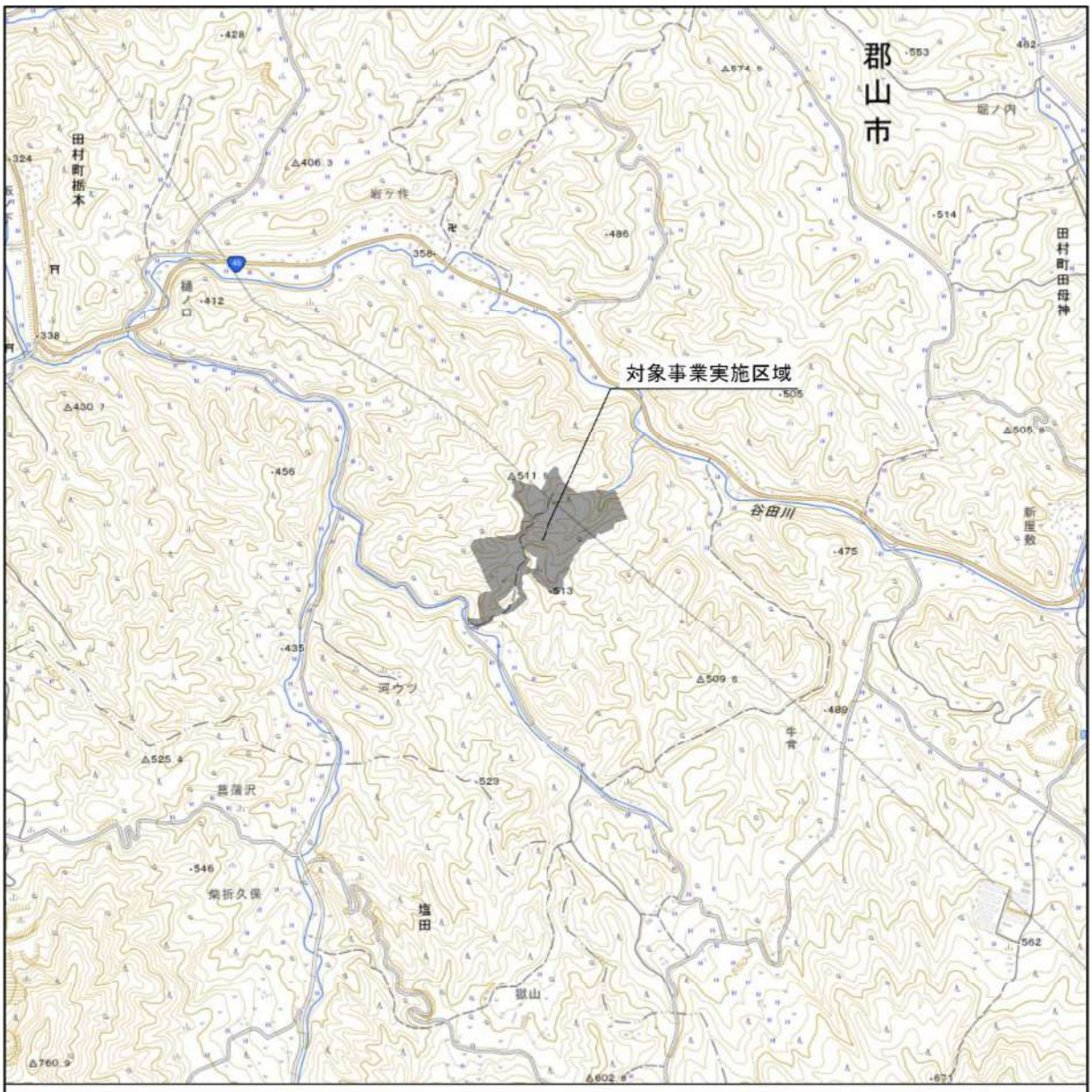


図２－１（１）　対象事業実施区域位置図

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用



凡　例

対象事業実施区域

図２－１（２）　対象事業実施区域位置図

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

２－３　対象事業の施設計画概要

１．施設計画

（１）敷地面積

対象事業実施区域の敷地面積は 159,163 ㎡である。

全体配置平面図は図　２-２に、埋立完了計画図は図　２-３に示すとおりである。対象事業実施区域の状況は図　２-４に示すとおりである（2025 年 11 月時点）。

なお、評価書においては敷地面積 158,990 ㎡であったが、付帯施設の追加や、敷地境界が明確に定められていない一部区域において再測量を実施した結果、敷地面積が一部増加した。

（２）埋立面積

対象事業の埋立面積は、47,260 ㎡である。

なお、評価書においては埋立面積 47,997 ㎡であったが、竣工時の段階において僅かに減少し、47,260 ㎡となった。

（３）埋立容量

埋立容量は 775,000㎥であり、その内訳は廃棄物量 600,000㎥、覆土量 175,000㎥である。

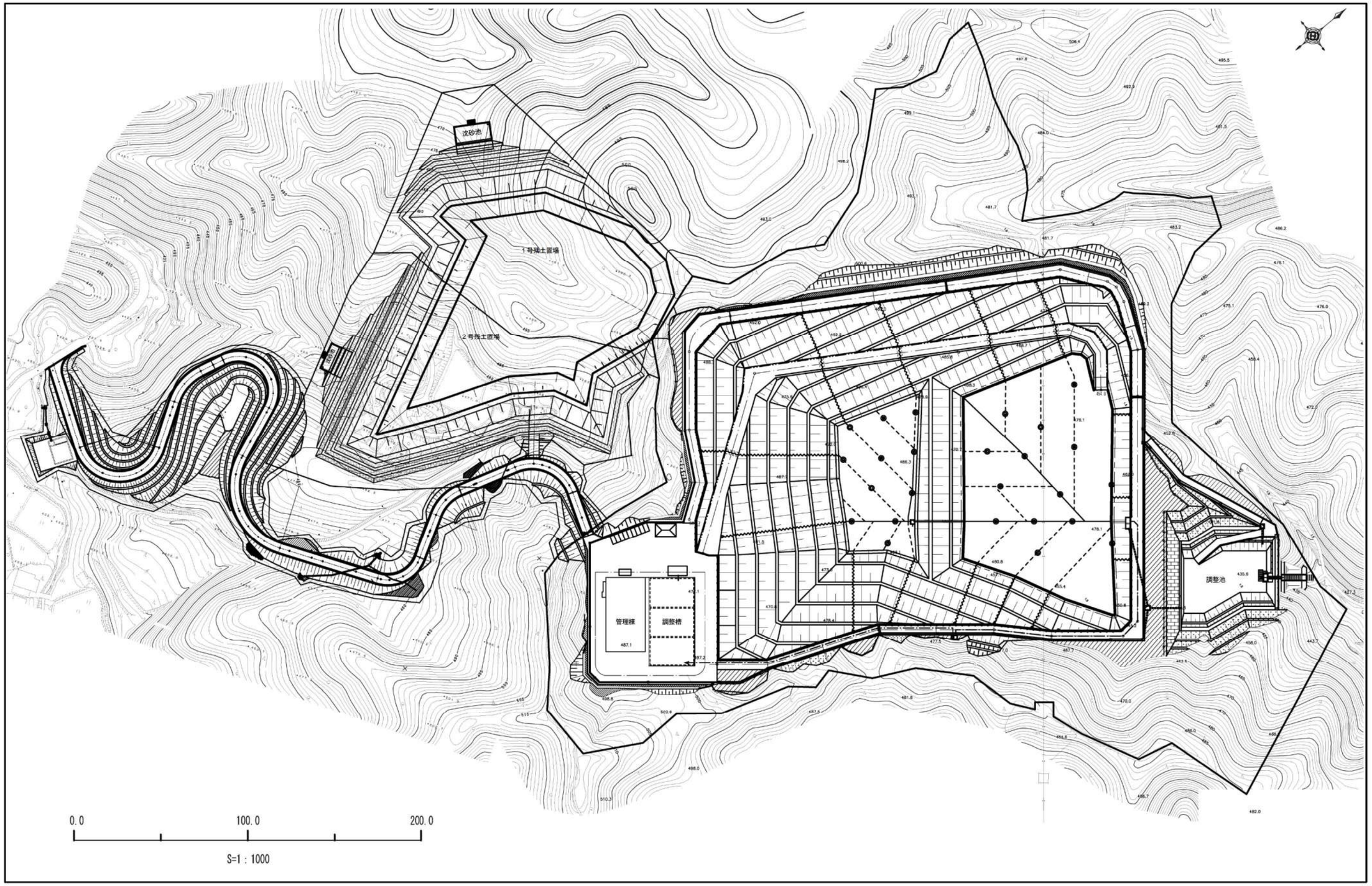


図 2-2　全体配置平面図

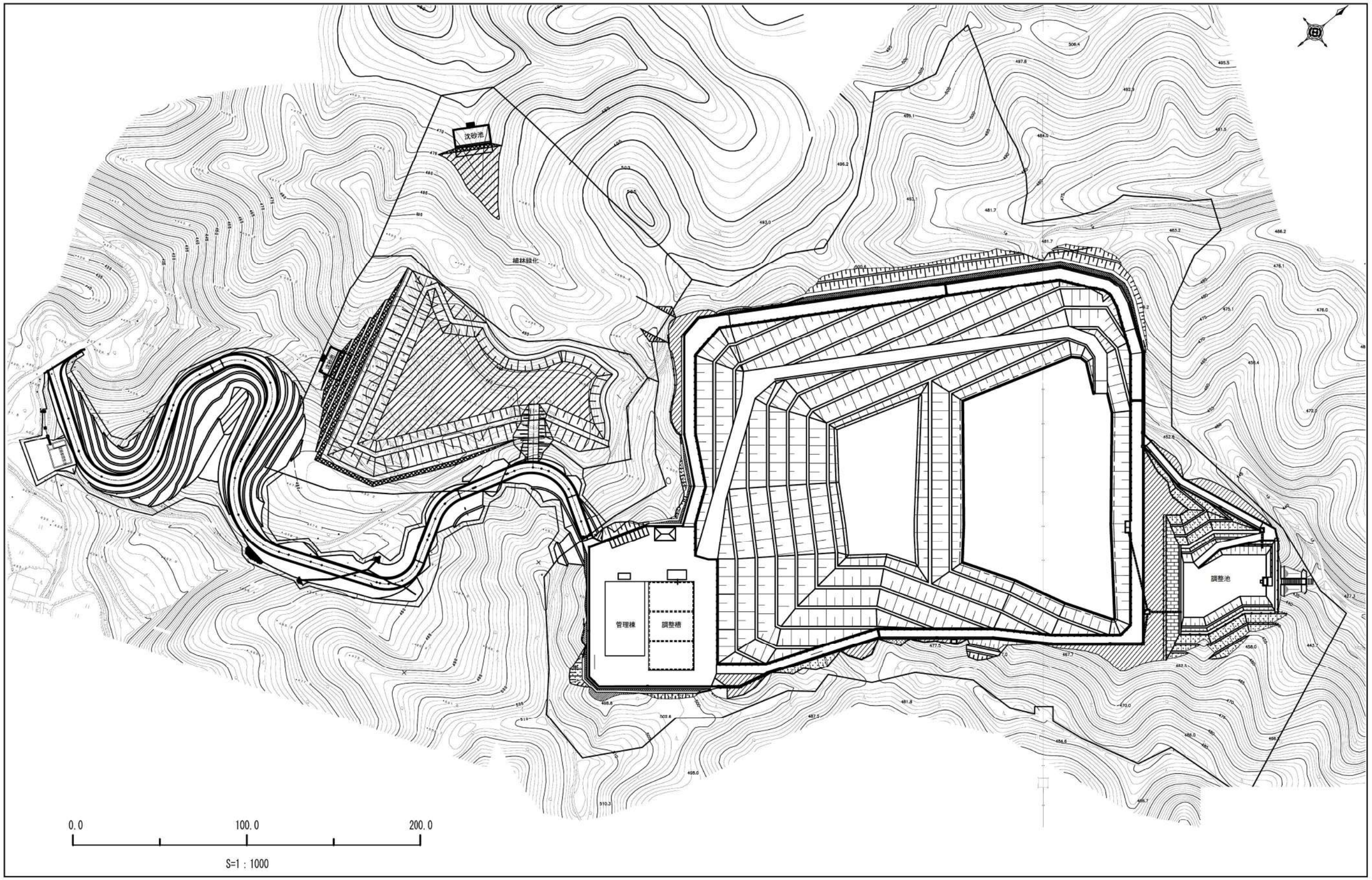


図 2-3　埋立完了計画図

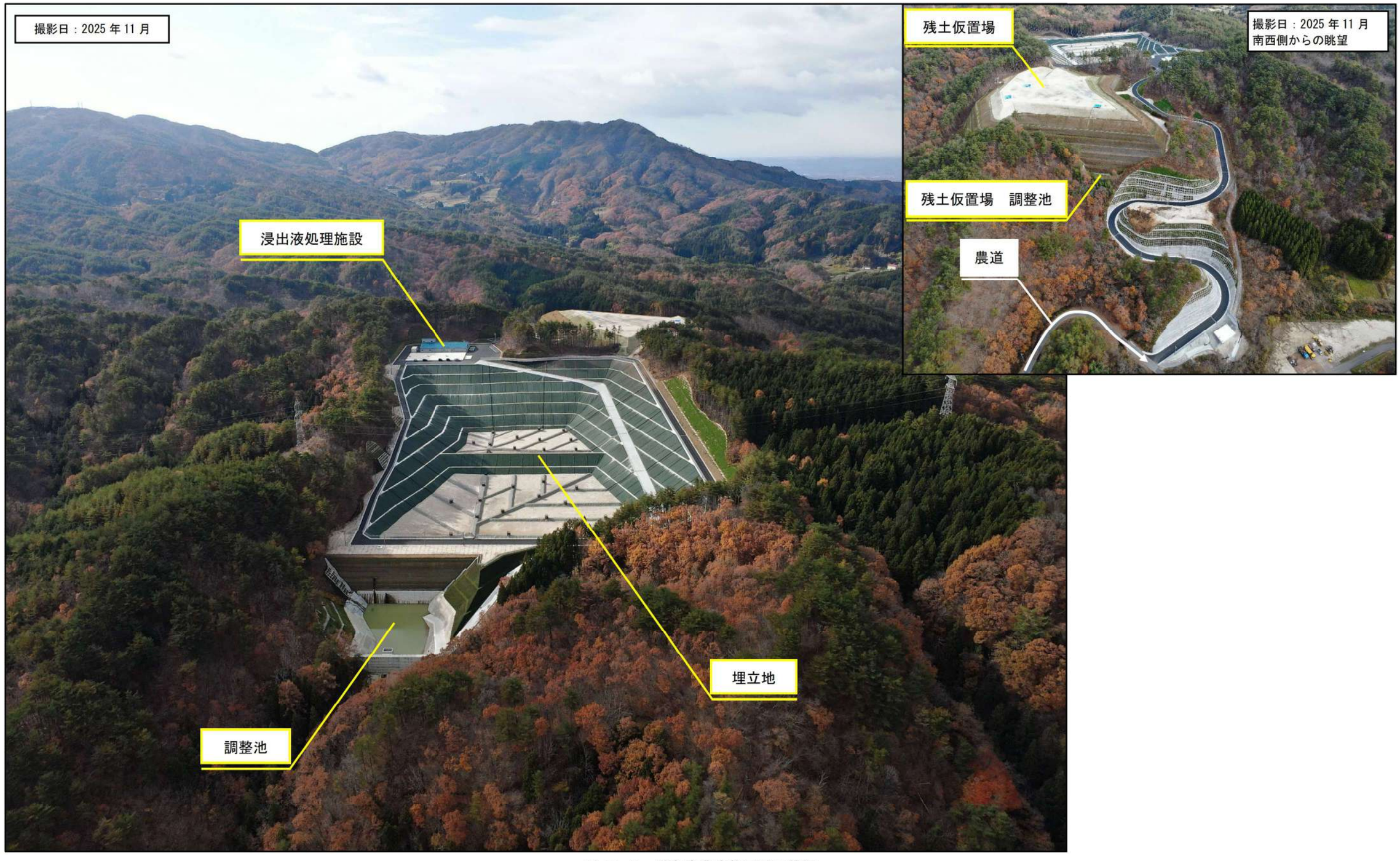


図　2－4　対象事業実施区域の状況

（４）最終処分場の種類

計画最終処分場は、管理型最終処分場とした。

（５）埋立方式

埋立方式は粉じんの飛散防止や悪臭の漏洩防止等の観点からセル方式（即日覆土方式）を採用するとともに、廃棄物層の水平敷き均しによる埋立作業の効率化を図るサンドイッチ方式（中間覆土方式）を併用する。なお、一日の埋立作業が終了した時の即日覆土の厚さは10～20cmとする。

また、埋立地を2区画設けた区画埋立とし、下流側の第一区画から埋立を行う。なお、第一区画埋立中は第二区画が未埋立区画となり、雨水は廃棄物への接触がないことから表流水として排水する。

（６）埋立期間

埋立期間は埋立計画を基に12年間とした。

（７）埋立終了後の跡地利用

埋立跡地は、埋立終了時に最終覆土を施すことにより、約50,000 ㎡の土地が形成される。

長期にわたる防災上の安全性と環境保全を最優先に計画し、現存植生との調和が図れるよう樹種を選定し、中・高木の植樹を行うことで森林に復元する計画であるが、最終的には郡山市や近隣住民等の意見を取り入れた跡地利用計画を検討する。

２．施設構成、機能及び形態

本施設は、最終処分場の設置条件として埋立作業の安全性、管理の容易性、周辺環境、経済性等を考慮し、管理型最終処分場とした。施設計画は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年 3 月 14 日総理府・厚生省令第 1 号）（以下、「基準省令」という。）の最終処分場の構造基準に基づく構造とし、また、基準省令の維持管理基準に基づく運営が可能な構造とすることを基本とした。

本施設は主要施設（埋立処分地）、管理施設、関連施設からなり、全体配置平面は図 ２－２に示すとおりである。以下に施設の概要を示す。

（１）覆土保管場所（残土仮置場）

工事に伴って発生する残土を覆土として利用することから、事業実施区域北西側に残土仮置場を設けた。残土仮置場については、可能な限り必要面積を小さく、かつ、容量は大きくするため、堰堤部についてはジオテキスタイル工（補強土壁工法）を採用した。なお、降雨時の濁水を防止するため、残土仮置場下流部に沈砂池を設置した。また、残土仮置場のうち国有林に位置する方から覆土として使用していくこととし、仮置期間を可能な限り短縮するよう配慮した。

（２）防災施設

最終処分場の造成等に伴う河川流域の雨水流出量の増大に対し、放流先の洪水予防及び土砂流出防止のため、雨水排水施設の流末に防災調整池（洪水調整池）を設けた。

調整池の規模は、「林地開発許可申請の手引き」に規定する 1/30 年確率降雨時の流出量を下流側河川の許容放流量まで調節するために必要な容量をもたせるものとした。

２－４　対象事業の工事計画概要

（１）工事工程

工事工程表は表２　１に示すとおりである。。

表２－１には工事工程の実績を示しており、令和３年７月に着工し、令和７年１２月に完了している。なお、評価書に記載の予定工程では平成３０年１月に着工し、令和２年４月に完了としていたが、福島県林地開発許可や国有林貸付許可に係る協議に相当の時間を要したため、着工時期が遅れただけでなく工期も予定より長くなった。

表２－１　工事工程表

：工事実施実績

工事種別＼月数	令和3年						令和4年												令和5年												令和6年												令和7年											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
土木工事																																																					
1.準備工・仮設工	■	■									■							■	■		■			■			■			■				■			■				■			■											
2.土砂流出防止設備工事		■		■	■	■	■	■	■		■		■	■	■	■	■	■		■	■				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■						
3.土地造成工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	
4.遮水設備工事																																	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■		
5.雨水集排水設備工事																																					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
6.地下水集排水設備工事											■	■	■														■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
7.浸出液集排水設備工事																												■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
8.発生ガス排除設備工事																															■	■	■									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
9.道路等工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					■	■	■	■	■	■	■											■	■	■	■	■	■	
10.伐採工事				■	■	■					■						■	■			■			■	■			■																									
浸出液処理施設工事																																																				
1.設計・機器製作・盤製作															■	■	■	■	■	■	■																																
2.調整設備等工事																	■	■	■	■	■																																
3.処理施設建築工事																																			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■									
4.電気・機械設備工事																																																■	■	■	■	■		
5.試運転調整																																																		■	■	■	

（２）資材等運搬

工事中の資材等運搬車両の運行経路は図　２－５に示すとおりである。

廃棄物運搬車両と同様に郡山市、須賀川市及び福島市等方面からは国道 49 号を対象事業実施区域北西方向から、いわき市等方面からは国道 49 号を対象事業実施区域南東方向からそれぞれ走行し、一般県道飯野三春石川線を経て農道に至る経路を利用した。

（３）残土処理

残土については本施設の中間・即日覆土及び最終覆土として利用し、残土仮置場（民地及び国有林）に保管する。なお、保管後の残土については民有地の整地に用いるほか、国有林の跡始末用に用いることとする。

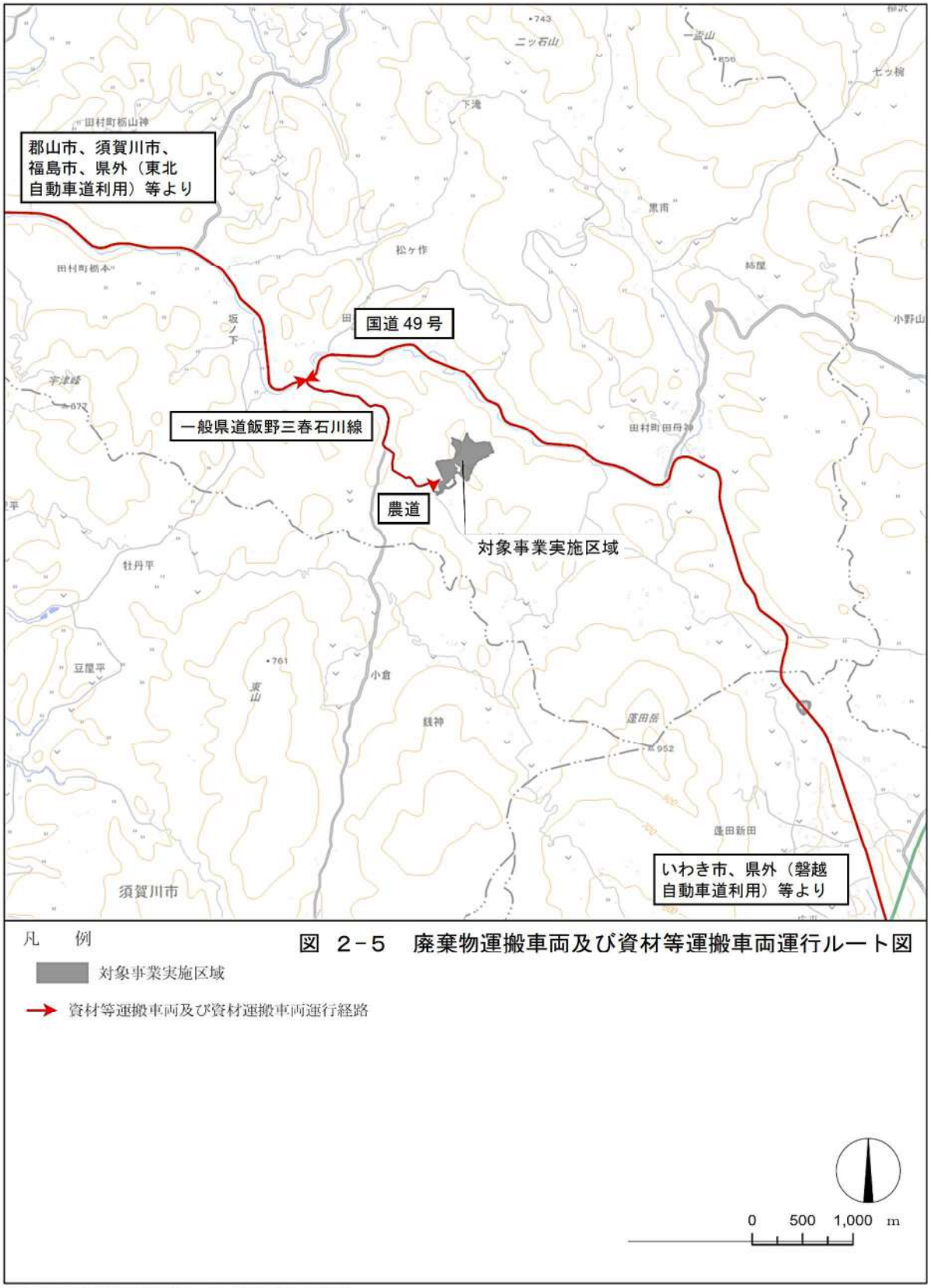


図　2－5　廃棄物運搬車両及び資材等運搬車両運行ルート図

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

２－５　環境保全対策

１．工事中の環境保全措置

本事業の実施に伴う環境への影響を回避又は低減するために、環境保全措置を講じた。以下に、工事中における環境保全措置の内容を示す。

（１）大気質

工事中における大気質に係る環境保全措置の対応状況は表　２－２に示すとおりである。

土地の造成等に伴い発生する粉じんについては、造成終了部分をできる限り早期に被覆（種子吹付等の法面保護工）し、粉じんの発生を抑制した。また、散水車により適宜散水を行うことにより、粉じんの発生を抑制した。なお、工事用車両に付着した土砂等については場内にて洗い流すこととし、場外への土砂等の流出及び粉じんの発生抑制に努めた。

表　２－２（１）　工事中における大気質に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
大気質	保－1	建設機械の稼働	低公害型重機の使用による汚染物質排出量の低減	排出ガスを削減し省エネ効果を高めた「低排出ガス車」や「低炭素型建設機械」を使用した。  撮影日：2022 年 4 月 6 日  撮影日：2022 年 4 月 6 日

表 2-2（2） 工事中における大気質に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
大気質	保－2	建設機械の稼働	重機の点検・整備等や使用マナーの徹底による汚濁排出量の低減	定期的に重機の点検・整備を実施し、使用マナーの徹底等（空ふかしをしない・法定速度の順守・安全操作　等）について、安全教育の場で教育を徹底した。  撮影日：2022 年 4 月 6 日
	保－3	造成等の稼働	散水等による粉じん発生の抑制	散水車による場内外散水を、1 回/日、事業区域内及び工事用車両の通行する農道沿いで実施した。  撮影日：2025 年 8 月 19 日  撮影日：2025 年 9 月 24 日
	保－4	工事用車両の運行	工事用車両台数の削減による汚染物質排出量の低減	工事用車両については、稼働状況に無駄がないように、発生土を場内で利用することにより、残土搬出による工事用車両台数の削減を行った。

表 2-2（3） 工事中における大気質に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
大気質	保－5	工事用車両の運行	工事用車両の点検・整備等や使用マナーの徹底による汚染物質排出量の低減	保－2 と同じ
	保－6		運行ルート及び運行時間の分散による汚染物質排出量の低減	運行ルートには幅が狭く離合が難しい部分もあったことから、要所に交通整備員を配置し、スムーズな運行を心がけ、汚染物質排出量の低減を図った。  撮影日：2025 年 9 月 8 日

（2）騒音・振動

工事中における騒音・振動に係る環境保全措置の対応状況は表 2-3 に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う騒音及び振動については、低騒音型・低振動型建設機械を使用した。また、ダンプトラックを含む全工事車両の場内制限速度を 15km/時以下とし、騒音及び振動の低減に配慮した。なお、敷地境界での騒音レベルは 85dB 以下、振動レベルは 75dB 以下を基準とし、敷地境界において騒音及び振動の測定を実施した。

発破作業については、周辺民家及び国道 49 号沿道への影響を考慮して実施するとともに、サイレン・放送にて発破作業の周知を行った。また、関係機関と協議のうえ発破に係る自主基準等を設け、周辺民家において騒音及び振動の測定を実施した。なお、測定結果については、自主基準等との整合を図った。

資材等運搬車両の運行については、制限速度を厳守するとともに、搬入時間をできる限り分散させ車両の集中を防いだ。なお、工事用車両の走行台数が最大となる防災調整池堰堤のコンクリート打設時を対象に、工事用車両の通行時間帯における道路交通騒音の測定を実施した。

表 2-3　工事中における騒音・振動に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
騒音	保－7	建設機械の稼働	低騒音型重機の採用	騒音・振動を低減した「低騒音型・低振動型建設機械」を使用した。  撮影日：2022 年 4 月 6 日  撮影日：2022 年 4 月 6 日
	保－8		重機の点検・整備等や安全操作の徹底	保－2 と同じ
	保－9	工事用車両の運行	工事関連車両台数の削減	保－4 と同じ
	保－10		工事関連車両の点検・整備等や運転マナーの徹底	保－2 と同じ
	保－11		運行ルート及び運行時間の分散	保－6 と同じ
振動	保－12	建設機械の稼働	重機の点検・整備等や安全操作の徹底	保－2 と同じ
	保－13	工事用車両の運行	工事関連車両台数の削減	保－4 と同じ
	保－14		工事関連車両の点検・整備等や運転マナーの徹底	保－2 と同じ
	保－15		運行ルート及び運行時間の分散	保－6 と同じ

（３）水質・地下水・地盤

工事中における水質・地下水・地盤に係る環境保全措置の対応状況は表２-４に示すとおりである。

土地の造成等に伴い発生する濁水については、防災調整池及び適宜設置する仮設沈砂池により、濁水に含まれる土砂等を取り除き、高濃度濁水の直接流出を防止するとともに、造成終了部分をできる限り早期に被覆（種子吹付等の法面保護工）し、濁水の発生を抑制した。

工事中における濁水及びアルカリ排水の影響については、防災調整池出口及び排水先の谷田川において浮遊物質量及び水素イオン濃度の測定を実施することとし、影響が確認された場合には、凝集沈殿剤の使用等により、影響の低減を図った。なお、防災調整池出口における排水基準については自主基準を設けることとし、水素イオン濃度指数が 5.8 以上 8.6 以下、浮遊物質量が 50mg/L 以下とした。また、環境への影響低減が図れるよう万全を期すための連絡体制等を関係機関と協議のうえ策定することとした。

表 ２-４（１） 工事中における水質・地下水・地盤に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
水質	保－16	造成等の施工	土砂流出防止柵等の設置による汚濁負荷量の低減	土砂流出防止柵等を設置し、汚濁負荷量の低減に努めた。  撮影日：2024 年 12 月 23 日
	保－17		造成区域の早期緑化による濁水防止	造成区域における緑化を実施した。  撮影日：2025 年 6 月 30 日
地下水	保－18	造成等の施工	造成区域の早期緑化による雨水の地下浸透の促進	保－17 と同じ

表 2-4（2） 工事中における水質・地下水・地盤に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
地盤	保－19	造成等の施工	施工中の盛土表面の締め固めによる降雨の滞水及び浸食等の抑制	施工中の盛土表面の締め固めを実施した。  撮影日：2022 年 10 月 12 日
	保－20		造成区域の早期緑化による地盤の安全性の確保	保－17 と同じ
	保－21		切土法面における表層保護処置等の実施	切土法面における表層保護処置を実施した。  撮影日：2025 年 5 月 20 日

（４）動物・植物

工事中における動物・植物に係る環境保全措置の対応状況は表　２－５に示すとおりである。

造成法面、造成平面には植林・植生による緑化を施す計画とした。また、各種動物への影響低減対策とし、低騒音型・低振動型建設機械を使用することとした。さらに、資材等運搬車両による交通事故死の影響低減対策とし、運転者に対しての安全運転教育を徹底した。

表　２－５（１）　工事中における動物・植物に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
動物	保－22	造成等の施工	濁水等の流出防止	濁水等の流出を防止するために、沈砂池を設置した。  撮影日：2024 年 6 月 17 日
	保－23		汚水排水等の適切な処理	仮設トイレを常備し、汚水等は浄化槽を設置し適切に処理を行った。  撮影日：2025 年 9 月 24 日
	保－24		工事用道路、仮設事務所、資材ストックヤード等の設置場所の配慮	工事用道路については事業区域外を通行しないよう設置し、資材ストックヤード等も事業区域内に設置した。

表 2-5（2） 工事中における動物・植物に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
動物	保－25	造成等の施工	工事関係者等の残置森林、公共用水域等への立ち入りの制限及び環境保全の啓発	事業区域内外がわかるように、境界線部分に杭を打つ等して、むやみに森林へ侵入することを制限した。  撮影日：2024 年 11 月 11 日
	保－26		建設機械の配慮	保－2 と同じ
	保－27		工程の配慮	対象事業実施区域内において両生類の繁殖期に湛水箇所が形成されないように、事前に配管を敷設して排水を実施した。  撮影日：2022 年 6 月 21 日
	保－28		施工手順	動物の移動が構造物で完全に阻害されるような施工は実施しないようにした。
	保－29		道路側溝への蓋の設置	搬入道路及び外周道路等の側溝に蓋を設置することで、小型動物の落下を防止した。  撮影日：2025 年 11 月 12 日

表 2-5（3） 工事中における動物・植物に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
動物	保－30	造成等の施工	回避・低減が困難な保全対象種の移植	評価書において、回避・低減が困難な保全対象種の移植を講じる方針を示していたが、事業者都合の理由から移植措置が実施に至らなかった。 そこで、移植による保全措置の代替となる保全措置を検討し、保全対象種の生息環境に配慮した代替池を整備し、対象種の利用環境を創出した。 ※ 当初予定していた移植による保全措置の変更の経緯等の詳細については、「 1）代替池の整備（25ページ参照）」に示す。  撮影日：2024年8月29日  撮影日：2024年8月29日  撮影日：2025年8月4日

表 2-5（4） 工事中における動物・植物に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
植物	保－31	造成等の施工	濁水等の流出防止	保－22 と同じ
	保－32		工事用道路、仮設事務所、資材ストックヤード等の設置場所の配慮	保－24 と同じ
	保－33		工事関係者等の残置森林、公共用水域等への立ち入りの制限及び環境保全の啓発	保－25 と同じ
	保－34		最終処分場周辺の緑地帯の確保	最終処分場周辺に緑地帯を確保した。  撮影日：2025 年 12 月 11 日

1）代替池の整備

①　評価書において予定していた保全措置

評価書において、予測、評価において生息環境の一部が消失する（影響が小さい）とした種（移植対象種：アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、クロゲンゴロウ、ミズスマシ）について、評価書内の環境保全措置項目「保－30：回避・低減が困難な保全対象種の移植」において移植による代償措置を講じる方針を示していた。しかしながら、以下の理由から当該移植措置は実施に至らなかった。

・事業者の社内体制変更が行われ、事後調査の実施内容の引き継ぎに不備が生じた。
・事業実施遅延に伴い、事業者側において移植候補地の再整備及び移植作業を実施する体制が整わなかった。
・移植候補地であった対象事業実施区域東南側のため池について、事前確認において観賞魚（コイ等）の生息が確認され、移植対象種の移植候補地として適さないことが判明した。

当初予定していた移植措置が実施に至らなかったことを踏まえ、移植による保全措置の代替となる保全措置を次項に示すとおり検討した。

②　代替の保全措置の検討

移植による保全措置の代替となる保全措置は、保全対象種の地域個体群としての存続の観点から検討した。

新たに代替生息環境を整備することで、対象種の生息に必要な環境条件の再現が一定程度可能であり、保全対象種の生息が期待される事業区域周辺と一定の連続性を有する地点に整備することで保全対象種の自然移入が成立する可能性が想定されたことから、代替生息環境の整備が保全対象種の地域個体群の維持に資することが期待された。そのため、移植による保全措置の代替となる保全措置として、代替生息環境の整備を選定した。

新たな代替生息環境の整備地点の検討にあたっては、保全対象種の生態及び対象種の生息に求められる環境条件（水深・面積等）を整理し、事業区域内及びその周辺における整備候補地点を抽出した。その上で、各整備候補地点の立地や周辺環境との連続性（自然移入可能性）、水源の確保可能性等の条件から整備候補地点を比較し、整備地点を選定した。

選定された代替生息環境の整備地点や整地時期、あわせて実施した調査の計画は次項に示すとおりである。

③　代替の保全措置の内容

代替生息環境としての代替池の整備作業及び調査の実施日、位置及び内容は、表　2-6に示すとおりである。作業位置は図　2-6に示すとおりである。

代替生息環境として、代替池①を令和５年４月に図　2-6に示す地点に整備した。代替池①における、直接観察法及び任意採取（見つけ採り等）による整備後の保全対象種の生息状況確認調査を令和６年４月及び５月に計画した。上記調査を実施したところ、保全対象種による利用が確認されなかったため、追加の代替生息環境の整備を計画し、代替池②を令和６年８月に図2-6に示す地点に整備した。代替池①及び代替池②における、直接観察法及び任意採取（見つけ採り等）による整備後の保全対象種の生息状況確認調査を令和７年６月及び８月に計画し、実施した。その後の調査については、評価書に記載したとおりの存在・供用における事後調査として、供用開始１年目から３年目まで春季、夏季に任意調査を実施する計画とした。

なお、代替池における維持管理作業として、除草作業等を定期的に実施している。

表　2-6　作業・調査概要（代替池の整備）

実施年	実施日	実施位置	実施内容
令和５年	４月 17 日	代替池①計画位置※	代替池①の整備
令和６年	４月 17 日～18 日	代替池①	生息状況確認調査
	５月 27 日～28 日	代替池①	生息状況確認調査
	８月 29 日	代替池②計画位置※	代替池②の整備
令和７年	６月　３日	代替池①、代替池②	生息状況確認調査
	８月　８日	代替池①、代替池②	生息状況確認調査

※　「代替池①計画位置」は「代替池①」と、「代替池②計画位置」は「代替池②」と同一地点を指す。



図 2-6　代替池位置

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

④　調査結果概要

代替池①、代替池②における生物の確認状況は表　2－7に示すとおりである。

代替池②において、保全対象種が3種確認された。また、特に代替池②において、保全対象種以外にも多様な種が確認された。代替池において、両生類・昆虫類の事後調査（工事中）は完了するものの、今後も事後調査（存在・供用）で保全対象種の生息状況を確認するとともに、維持管理作業を実施して保全対象種の生息に適した環境の維持に努める。

なお、両生類・昆虫類の調査結果は第3章に記載する。

表　2－7　生物確認状況（代替池①、代替池②）

No	綱名	目名	科名	種名	重要種選定基準				確認個体数			
									代替池①		代替池②	
					①	②	③	④	令和7年6月	令和7年8月	令和7年6月	令和7年8月
1	昆虫	トンボ	ヤンマ	クロスジギンヤンマ								5
2			オニヤンマ	オニヤンマ					3	2		
3		カメムシ	コオイムシ	コオイムシ属							2	20
4			タイコウチ	ミズカマキリ								30
5		コウチュウ	ゲンゴロウ	**クロゲンゴロウ**			NT					2
6				シマゲンゴロウ			NT	DD				1
7				コシマゲンゴロウ							3	
8				ヒメゲンゴロウ							3	
9			ミズスマシ	**ミズスマシ**			VU	NT				1
10	両生	有尾	イモリ	**アカハライモリ**			NT	NT			1	2
11		無尾	アカガエル	ニホンアカガエル				NT				30
12				ヤマアカガエル							1000	
13				ムカシツチガエル				DD			5	2
14			アオガエル	シュレーゲルアオガエル								100

注1)**太字：保全対象種**（両生類・昆虫類 保全対象種：クロゲンゴロウ、ミズスマシ、アカハライモリ）
注2)科名、種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和6年生物リスト」（河川環境データベース、2024年）に準拠した。
注3)重要種の選定基準
①：「文化財保護法」（昭和25年、法律第214号）　　特天：特別天然記念物、天：天然記念物（国指定）
②：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年、法律第75号）
国内:国内希少野生動植物、特一:特定第一種国内希少野生動植物種、特二:特定第二種国内希少野生動植物種、
緊急:緊急指定種
③：「環境省レッドリスト2020」（令和2年、環境省）
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④：「ふくしまレッドリスト（2024年版）について」（令和5年、福島県）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

	
代替池①の状況（春季） 撮影日：令和7年6月3日	代替池①の状況（春季） 撮影日：令和7年6月3日
	
代替池①の状況（夏季） 撮影日：令和7年8月8日	代替池①の状況（夏季） 撮影日：令和7年8月8日

写真　2－1　現地状況（代替池①）

	
代替池②の状況（春季） 撮影日：令和7年6月3日	代替池②の状況（春季） 撮影日：令和7年6月3日
	
代替池②の状況（夏季） 撮影日：令和7年8月8日	代替池②の状況（夏季） 撮影日：令和7年8月8日

写真　2－2　現地状況（代替池②）

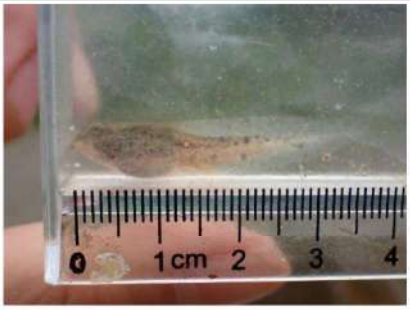
	
オニヤンマ：代替池① 撮影日：令和7年6月3日	ミズカマキリ：代替池② 撮影日：令和7年8月8日
	
クロゲンゴロウ：代替池② 撮影日：令和7年8月8日	シマゲンゴロウ：代替池② 撮影日：令和7年8月8日
	
ミズスマシ：代替池② 撮影日：令和7年8月8日	アカハライモリ：代替池② 撮影日：令和７年６月３日
	
ニホンアカガエル：代替池② 撮影日：令和7年6月3日	ムカシツチガエル：代替池② 撮影日：令和7年8月8日

写真 2-3　確認種（代替池①、代替池②）

（５）人と自然との触れ合いの活動の場

工事中における人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置の対応状況は表 2-8に示すとおりである。

工事用車両については、稼働状況に無駄がないように、発生土を場内で利用することにより、残土搬出による工事用車両台数の削減を行った。

事業区域から 49 号までのアクセスルートに交通整備員を配置し、工事車両の分散化を図ることにより、国道 49 号での交通集中の回避に配慮した。これらの措置により、人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス阻害による利用環境への影響は小さくなったと考えられる。

表 2-8　工事中における人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
人触れ	保－35	工事用車両の運行	工事用車両台数の削減によるアクセスルートの混雑の回避	保－4 と同じ
	保－36		運行ルート及び運行時間の分散によるアクセスルートの混雑の回避	事業区域から 49 号までのアクセスルートに交通整備員を配置し、工事車両の分散化を図ることにより、国道 49 号での交通集中の回避に配慮した。

（6）廃棄物

工事中における廃棄物に係る環境保全措置の対応状況は表　2－9に示すとおりである。

伐採により生じた木材は1,171.5トンであり、そのすべての木材を紙等の原料もしくは燃料チップ等に加工が可能な業者に処理を委託することで有効活用を図った。

発生残土については、覆土材として利用できるものについては本施設の中間・即日覆土及び最終覆土として利用するほか、残土仮置場の民有地の整地及び国有林の跡始末用として使用する計画である。

表　2－9　工事中における廃棄物に係る環境保全措置

環境要素	番号	影響要因	環境保全措置	実施状況
廃棄物	保－37	造成等の施工	伐採樹木の有効再利用	伐採により生じた木材は1,171.5トンであり、そのすべての木材を紙等の原料もしくは燃料チップ等に加工が可能な業者に処理を委託することで有効活用を図った。
	保－38		発生残土の有効再利用	発生残土については、覆土材として利用できるものについては本施設の中間・即日覆土及び最終覆土として利用するほか、残土仮置場の民有地の整地及び国有林の跡始末用として使用する計画である。

2．維持管理計画

維持管理計画については、基準省令第２条第２項の規定により準用される同省令第１条第２項の維持管理基準に基づく維持管理を行うことを前提とする。また、最終処分場に係るリスク要因を踏まえた維持管理を行うほか、環境保全対策及びモニタリング（環境監視）計画に基づく環境監視を確実に実施し、環境への影響が回避、低減されているかを監視していくこととする。

なお、周辺環境監視の結果、著しい影響が生じていた場合、その原因を究明し、速やかに環境保全措置を講じることとし、環境保全措置を講じるに当たっては、必要に応じ関係機関と協議を行うこととする。また、本事業における維持管理については、工事中、存在・供用時をはじめ供用終了後、最終処分場の廃止後（廃棄物が安定化と判断されるまでの期間）まで継続して行うこととし、施設廃止後において周辺環境への影響がないよう徹底した管理に努めることとする。

３．緑化計画

土地造成工事による改変面積を最小限に留め、残置森林をできるだけ残す計画とした。造成法面、造成平面には植林・植生を施すこととした。

また、埋立終了時に最終覆土を施すことにより、約 50,000㎡の土地が形成されることとなるが、長期にわたる防災上の安全性と環境保全を最優先に計画し、中・高木の植樹を行うことで森林に復元する計画である。なお、跡地利用計画については、最終的に郡山市や近隣住民等の意見を取り入れた計画を検討する。

第３章　事後調査の項目、手法及び結果

３－１　事後調査の目的

事後調査の目的は表 3-1に示すとおりである。

評価書において、工事中における事後調査が必要とされた水質、動物、生態系について、事業の影響を確認することを目的として事後調査を実施した。なお、評価書への知事意見への対応として、「動物（猛禽類）」、「植物（植生）」についても調査を実施した。

表 3-1　事後調査の目的

環境要素	目的
水質	工事中における水質に係る整合を図るべき基準等との整合は図られており、環境保全措置を実施することにより影響は実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されているものの、動物における水生生物について影響が小さいと判断された種への影響を確認するために事後調査を実施する。
動物	工事中における動物に係る影響は、環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されているものの、影響が小さいとした種については影響の有無の確認するために事後調査を実施する。 猛禽類について、評価書において影響はほとんどないとしていたが、評価書に対して送付された知事の意見への対応として、新たな営巣活動等が見られないか再度確認して必要に応じて対策を実施するために、調査を実施する。
植物	評価書において、工事中における植物に係る影響は、環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されていることから、事後調査は実施しないこととしていた。ただし、植生について評価書に対して送付された知事の意見への対応として、保護すべき植生等がないかを工事開始前に再度確認して必要に応じて対策を実施するために、調査を実施する。その際、既に確認されている重要な植物種の生育状況についても併せて確認する。
生態系	工事中における生態系に係る影響は、環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されているものの、影響が小さいとした種については影響の有無を確認するために事後調査を実施する。

３－２　事後調査の項目

事後調査は、「福島県環境影響評価条例」に基づき作成した評価書の事後調査項目について調査を実施した。その内容は表 ３-２に示すとおりである。

なお、「動物（猛禽類）」、「植物（植生）」については、評価書の事後調査項目には挙げられていなかったものの、評価書への知事意見対応として調査を実施した。

表 ３-２　工事中における事後調査内容

区分	項目		調査内容
工事中	水質	浮遊物質量（SS）	浮遊物質量（SS）の状況確認
	動物	両生類・昆虫類	対象種の生息状況確認
		魚類	
		猛禽類※	猛禽類の営巣木確認
	植物	植生※	保護すべき植生の確認
	生態系	哺乳類	対象種の生息状況確認
		両生類	

※　評価書の事後調査項目には挙げられていなかったものの、評価書への知事意見対応として調査を実施した。

３－３　事後調査の内容

１．水質

工事中における水質の調査の内容は表 ３-３に示すとおりである。

表 ３-３　工事中における水質の調査内容

項目	時期	頻度	地点
浮遊物質量（SS）	工事中に３ヶ月に１回程度降雨時１回	工事の施工状況等を考慮し、工事終了後まで３ヶ月に１回程度実施する。 また、降雨時における状況を確認するため工事期間中の降雨時とする。	谷田川（雨水排水合流後）（地点①） 河ウツ川支川（地点②） 河ウツ川（支川合流後）（地点③） 谷田川（河ウツ川合流後）（地点④）

2．動物

工事中における動物の調査の内容は表 3－4に示すとおりである。

表 3－4　工事中における動物の調査内容

項目		時期	頻度	地点
両生類・昆虫類	・アカハライモリ ・トウキョウダルマガエル ・クロゲンゴロウ ・ミズスマシ	春季、夏季	工事中４回※1	対象事業実施区域及びその周辺200m範囲（範囲E）
魚類	・スナヤツメ類 ・ホトケドジョウ ・アメマス類※2 ・サクラマス（ヤマメ）	夏季	工事中１回	谷田川（範囲B） 河ウツ川支川（範囲C） 河ウツ川（支川合流後）（範囲D）
猛禽類※3	・営巣木の確認	冬季	工事中３回	対象事業実施区域及びその周辺200m範囲（範囲E）

※1 評価書では工事中2回（春季）の事後調査が予定されていたが、それらの調査において一部の調査対象種が確認されなかったため、追加で2回（春季、夏季）の調査を実施した。

※2 評価書ではアメマス類の亜種名である「ニッコウイワナ」の記載であったが、アメマス類は亜種間で形態的特徴が重複することから外部形態から亜種を断定することが難しいため、今回は亜種を区別せず「アメマス類」までの記載にとどめた。

※3 評価書の事後調査項目には挙げられていなかったものの、評価書への知事意見対応として調査を実施した。

3．植物

工事中における植物の調査の内容は表 3－5に示すとおりである。

表 3－5　工事中における植物の調査内容

項目		時期	頻度	地点
植生※	保護すべき植生の確認	秋季	工事中１回	対象事業実施区域及びその周辺200m範囲（範囲E）

※ 評価書の事後調査項目には挙げられていなかったものの、評価書への知事意見対応として調査を実施した。

4．生態系

工事中における生態系の調査の内容は表 3－6に示すとおりである。

表 3－6　工事中における生態系の調査内容

項目		時期	頻度	地点
哺乳類	・キツネ ・タヌキ	春季、夏季、秋季	工事中３回	対象事業実施区域及びその周辺200m範囲（範囲E）
両生類※1	・トウキョウダルマガエル	春季、夏季	工事中４回※2	

※1 「トウキョウダルマガエル」は動物（両生類・昆虫類）調査の対象種であるため、調査結果は動物（両生類・昆虫類）の項目で整理する。

※2 評価書では工事中2回（春季）の事後調査が予定されていたが、それらの調査において一部の調査対象種が確認されなかったため、追加で2回（春季、夏季）の調査を実施した。



凡　例

- 対象事業実施区域
- 地点①～地点④（水質調査地点）
- 範囲B（動物（魚類）調査範囲）
- 範囲C（動物（魚類）調査範囲）
- 範囲D（動物（魚類）調査範囲）
- 範囲E（動物（両生類・昆虫類、営巣木）、植物（植生）、生態系（哺乳類）調査範囲）

0　500　1,000 m

図　3－1　調査地点図

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

３－４　事後調査の結果

１．水質

評価書の環境影響評価において、環境保全措置を実施することにより影響は実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されているものの、動物における水生生物について影響が小さいと判断された種（スナヤツメ類、ホトケドジョウ、アメマス類、サクラマス（ヤマメ）等）について予測の不確実性があったことから、影響を確認するための事後調査を実施した。

（１）浮遊物質量（SS）

１）調査方法

浮遊物質量（SS）の測定は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定める方法に基づき、GFPろ過法(昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表9)により実施した。

２）調査時期

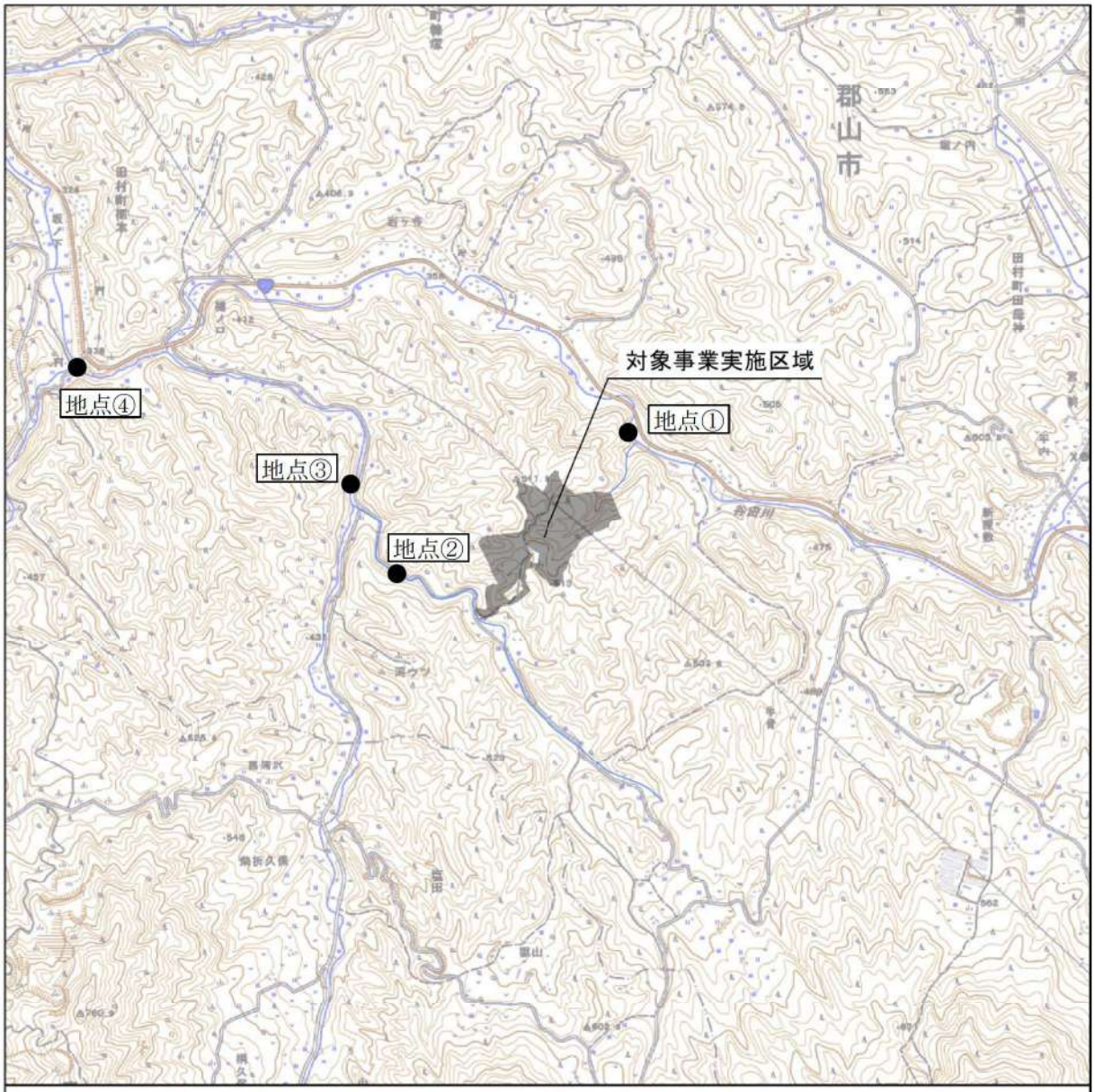
調査実施時期は、表　3-7に示すとおりである。

表　3-7　調査実施時期〔水質、浮遊物質量（SS)）

調査項目		実施年	実施日
浮遊物質量（SS）	平常時	令和5年	9月28日
			12月20日
		令和6年	3月11日
			6月25日
			9月26日
			12月23日
		令和7年	3月11日
			6月30日
			9月22日
			12月10日
	降雨時	令和6年	1月21日

３）調査地点

調査地点は図　3-2に示すとおりである。谷田川（雨水排水合流後）（地点①）、河ウツ川支川（地点②）、河ウツ川（支川合流後）（地点③）、谷田川（河ウツ川合流後）（地点④）の4地点で調査を実施した。



凡　例

対象事業実施区域

水質調査地点

図 3－2　調査地点図（水質）

0　500　1,000 m

1:25,000

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

4）調査結果

①　平常時

浮遊物質量（SS）の平常時の調査結果は表　3－8に示すとおりである。

平常時調査における各地点の浮遊物質量（SS）の値は、谷田川（雨水排水合流後）（地点①）が<1～7mg/L、河ウツ川支川（地点②）が<1～12mg/L、河ウツ川（支川合流後）（地点③）が<1～9mg/L、谷田川（河ウツ川合流後）（地点④）が<1～13mg/L であった。

谷田川の調査地点（地点①、地点④）において、すべての調査回で「水質汚濁に係る環境基準（別表２　生活環境の保全に関する環境基準）」（昭和46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）で指定された環境基準（25mg/L 以下：類型 A）を満たしていた。河ウツ水系の調査地点（地点②、地点③）においては環境基準がないものの、谷田川における環境基準（25mg/L 以下：類型 A）を満たしていた。

表　3－8　浮遊物質量調査結果（平常時）

単位：(mg/L)

調査地点	令和 5 年		令和 6 年				令和 7 年				環境基準
	9 月 28 日	12 月 20 日	3 月 11 日	6 月 25 日	9 月 26 日	12 月 23 日	3 月 11 日	6 月 30 日	9 月 22 日	12 月 10 日	(類型 A)
谷田川（雨水排水合流後）（地点①）	5	<1	2	3	7	1	2	7	2	<1	25 以下
河ウツ川支川（地点②）	12	10	<1	6	10	1	<1	9	4	<1	(25 以下)
河ウツ川（支川合流後）（地点③）	7	6	<1	7	9	5	<1	8	3	<1	(25 以下)
谷田川（河ウツ川合流後）（地点④）	4	1	<1	7	13	2	<1	7	1	3	25 以下

注 1）調査結果の「<1」は定量限界以下を示す。
注 2）河ウツ水系においては環境基準の類型がないことから、谷田川における環境基準を（　）標記とした。

②　降雨時

浮遊物質量（SS）の降雨時の調査結果は表　3－9に示すとおりである。なお、採水の時間は環境影響評価時の予測条件と同一とした（ピーク時、降り始めから 12 時間後）。

全地点において降り始めから 12 時間後よりも降水量のピーク時に浮遊物質量（SS）の値が大きく、谷田川（雨水排水合流後）（地点①）が 150mg/L、河ウツ川支川（地点②）が 700mg/L、河ウツ川（支川合流後）（地点③）が 280mg/L、谷田川（河ウツ川合流後）（地点④）が 180mg/L であった。

谷田川において「水質汚濁に係る環境基準（別表２　生活環境の保全に関する環境基準）」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）の類型 A に指定されているが、環境影響評価時の降雨時における現況（環境影響評価時の谷

田川（雨水排水合流後）（地点①）における調査の実測値である960mg/L）において類型Aの基準を超過することから、環境影響評価時の予測評価において『現況濃度を著しく増加させないこと』を基準としていた。環境影響評価時に降雨時の浮遊物質量の調査を実施していた谷田川（雨水排水合流後）（地点①）においてこの基準と比較すると、今回の調査結果は基準を満たしていた。また、他の地点（地点②：河ウツ川支川、地点③：河ウツ川（支川合流後）、地点④：谷田川（河ウツ川合流後））についても上記の基準を準用すると、今回の調査結果は基準を満たしていた。

近隣の観測所で記録された採水日前日からの総降水量は、玉川気象観測所では37.5mm、小野新町気象観測所では59.0mmあった。

表 3-9　浮遊物質量調査結果（降雨時）

単位：(mg/L)

調査地点	令和6年1月21日	
	降り始めから12時間後	降水量のピーク時
谷田川（雨水排水合流後）（地点①）	85	150
河ウツ川支川（地点②）	37	700
河ウツ川（支川合流後）（地点③）	14	280
谷田川（河ウツ川合流後）（地点④）	25	180

２．動物

（１）両生類・昆虫類

評価書の環境影響評価において、工事中における両生類・昆虫類に係る影響は、環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価したものの、影響が小さいとした種（アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、クロゲンゴロウ、ミズスマシ）については予測の不確実性があったことから影響の有無を確認するための事後調査を実施した。

１）調査方法

任意踏査により、調査対象種である両生類（アカハライモリ、トウキョウダルマガエル）・昆虫類（クロゲンゴロウ、ミズスマシ）の分布状況を確認した。

両生類の任意踏査においては、後述する調査範囲内を踏査し、成体・幼体・幼生の捕獲、卵塊の採取、または目視並びに鳴き声による確認を行った。

昆虫類の任意踏査においては、後述する調査範囲内を踏査し、直接観察法及び任意採取（見つけ採り等）により確認を行った。

２）調査時期

調査実施時期は、表 ３-１０に示すとおりである。

評価書では工事中２回（春季）の事後調査が予定されていたが、それらの調査において一部の調査対象種が確認されなかったため、追加で代替生息地（代替池②）を整備し、その代替生息地等において追加調査（2 回：令和 7 年６月、８月）を実施した。

代替池を整備した経緯は「２－５　１．（４）１）代替池の整備」に示すとおりである。

表 ３-１０　調査実施時期（両生類・昆虫類）

調査項目		実施年	実施日	調査範囲
両生類・昆虫類	・アカハライモリ ・トウキョウダルマガエル ・クロゲンゴロウ ・ミズスマシ	令和６年	４月 17 日～19 日	範囲 E（代替池①を含む）
			５月 27 日～28 日	
		令和７年	６月 ３日	範囲 E（代替池①、代替池②を含む）
			８月 ８日	

３）調査範囲

調査範囲は図 ３-３に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺 200m 範囲（範囲 E）において調査を実施した。なお、代替池②は令和 6 年 8 月に整備したため、令和６年の調査においては踏査を実施していない。

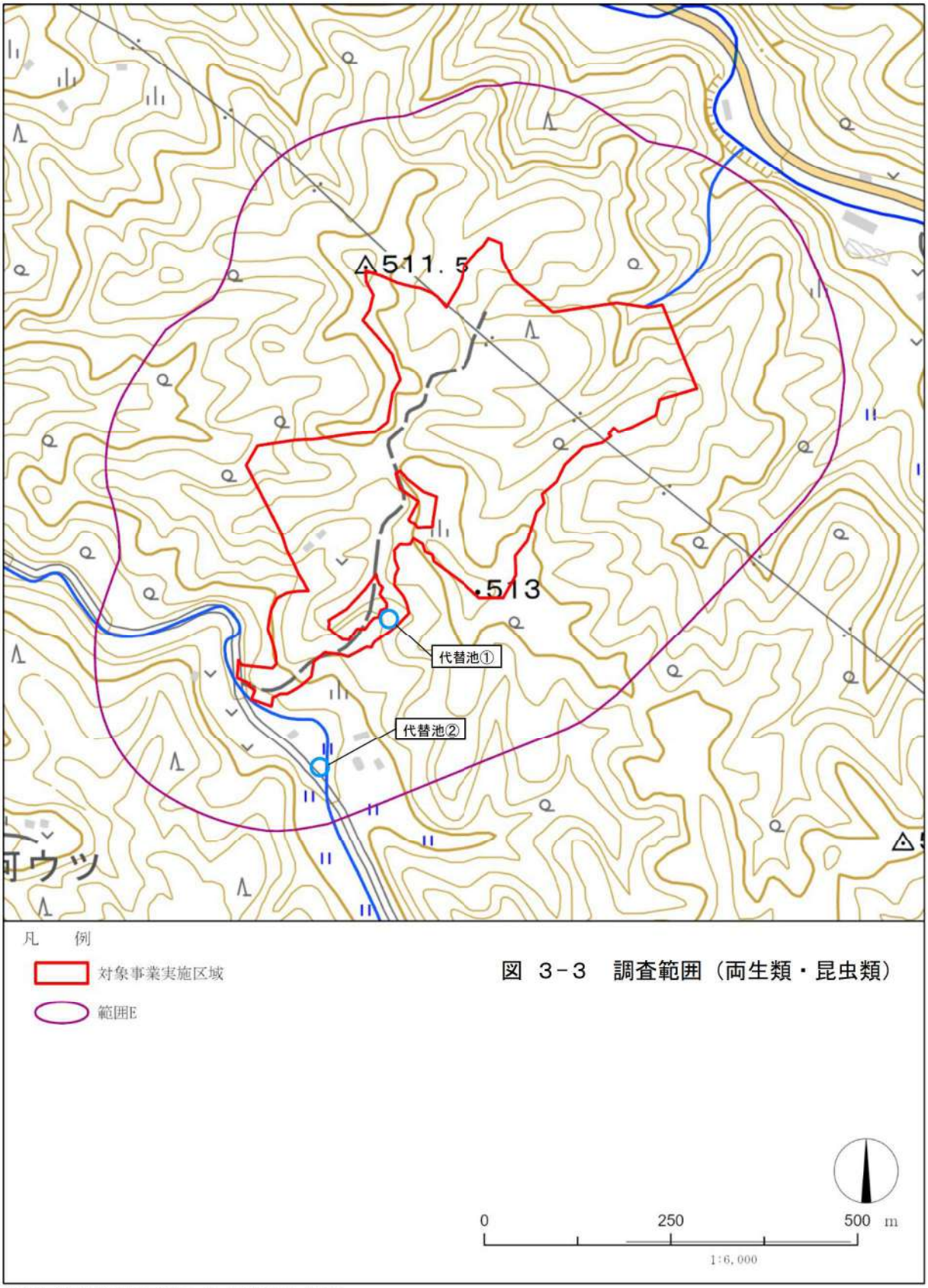


図　3－3　調査範囲（両生類・昆虫類）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

４）調査結果

調査対象種の確認状況は表　３－１１及び図　３－４～図３－５に示すとおりである。

すべての調査対象種が対象事業実施区域の周辺で確認され、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられた。また、確保した代替生息地（代替池②）において複数の調査対象種（アカハライモリ、クロゲンゴロウ、ミズスマシ）が確認されており、実施した措置の効果が表れていると考えられた。

各種の分布状況について、アカハライモリは対象事業実施区域周辺（代替池②、東域のため池や水溜まり、南域の水田や湿地）で確認された。トウキョウダルマガエルは、対象事業実施区域周辺の東域のため池において確認された。クロゲンゴロウは、対象事業実施区域周辺の代替池②において確認された。ミズスマシは、対象事業実施区域周辺の代替池②において確認された。

なお、調査対象種の他に移設・移植が必要と判断される重要な動植物種は確認されなかった。

表 3-11　対象種確認状況

No	科名	種名	重要種選定基準				確認個体数															
							環境影響評価時※		事後調査													
									令和6年4月			令和6年5月			令和7年6月				令和7年8月			
										周辺			周辺			周辺				周辺		
			①	②	③	④	対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺	対象事業実施区域	代替池①		対象事業実施区域	代替池①		対象事業実施区域	代替池①	代替池②		対象事業実施区域	代替池①	代替池②	
1	イモリ	アカハライモリ			NT	NT	2	4	0	0	9	0	0	4	0	0	1	1	0	0	2	10
2	アカガエル	トウキョウダルマガエル			NT	NT	50以上	11以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
3	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
4	ミズスマシ	ミズスマシ			VU	NT	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

注1)目名、科名、種名、学名及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年生物リスト」(河川環境データベース、2023 年)に準拠した。
注2)重要種の選定基準
①:「文化財保護法」(昭和25年、法律第214号)
特天:特別天然記念物、天:天然記念物(国指定)
②:「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年、法律第75号)
国内:国内希少野生動植物種、国際:国際希少野生動植物種、緊急:緊急指定種
③:「環境省レッドリスト2020」(令和2年、環境省)
EX:絶滅種、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
④:「ふくしまレッドリスト(2022年版)について」(令和5年、福島県)
EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧II類、
NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:絶滅のおそれのある地域個体群
注3)対象事業実施区域外(対象事業実施区域周辺200mの範囲)における確認結果を「周辺」として整理した。
※　一部の確認記録において、個体数の正確な計数が難しかったため、「以上」を付して下限値を明示している。

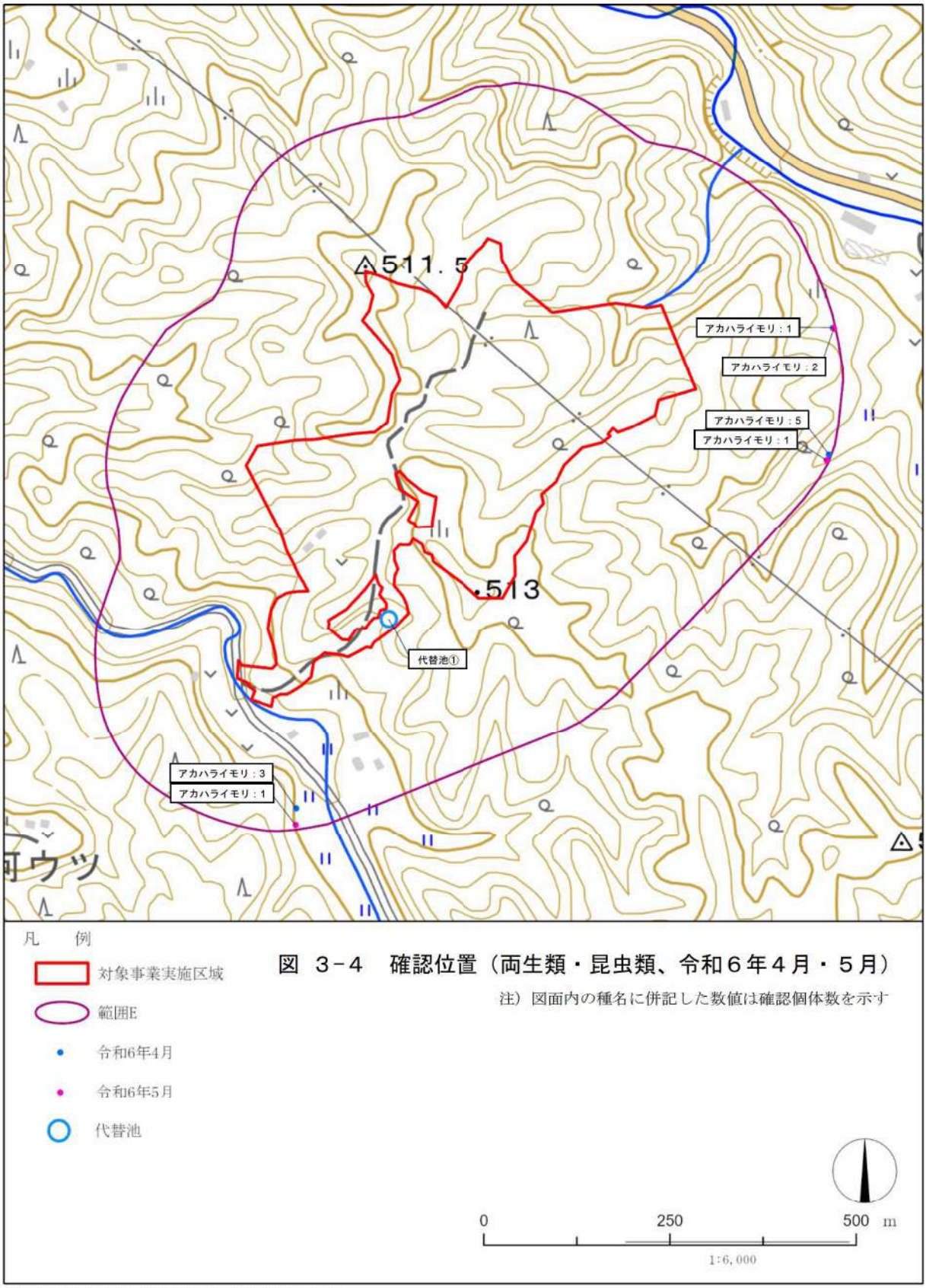


図　3－4　確認位置（両生類・昆虫類、令和６年４月・５月）

注）図面内の種名に併記した数値は確認個体数を示す

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用



図３－５　確認位置（両生類・昆虫類、令和７年６月・８月）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

（２）魚類

評価書の環境影響評価において、工事中における魚類に係る影響は、環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されているものの、影響が小さいとした種（スナヤツメ類、ホトケドジョウ、アメマス類、サクラマス（ヤマメ））については予測の不確実性があったことから影響の有無の確認するための事後調査を実施した。

※　評価書ではアメマス類の亜種名である「ニッコウイワナ」の記載であったが、アメマス類は亜種間で形態的特徴が重複することから外部形態から亜種を断定することが難しいため、今回は亜種を区別せず「アメマス類」までの記載にとどめた。

１）調査方法

捕獲調査により、調査対象種である魚類（スナヤツメ類、ホトケドジョウ、アメマス類、サクラマス（ヤマメ））の生息状況を確認した。

調査においては、後述する調査範囲において、建網（小型定置網）、投網、タモ網、サデ網等を用いて魚類を捕獲し種名等を記録した。

２）調査時期

調査実施時期は、表 3-１２に示すとおりである。

表 3-１２　調査実施時期（魚類）

調査項目		実施年	実施日
魚類	・スナヤツメ類 ・ホトケドジョウ ・アメマス類 ・サクラマス（ヤマメ）	令和７年	８月 ４日～ ５日

３）調査範囲

調査範囲は図 3-６に示すとおりである。対象事業実施区域周辺の３範囲に（範囲 B、範囲 C、範囲 D）において調査を実施した。



図 3-6　調査範囲（魚類）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

４）調査結果

調査対象種の確認状況は表 ３－１３及び図３－７に示すとおりである。

調査対象種のうちすべての種（スナヤツメ類、ホトケドジョウ、アメマス類、サクラマス（ヤマメ））が確認され、対象事業実施区域周辺でそれらの種の生息は維持されていると考えられる。

各種の分布状況について、スナヤツメ類は事後調査において環境影響評価時の調査と同地点で確認されていることから、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられる。

ホトケドジョウは、河ウツ川支川地点（範囲 C）から確認された。事後調査と同時期に実施された環境影響評価時の調査と比較すると、環境影響評価時に確認された谷田川地点（範囲 B）では事後調査で確認されず、河ウツ川支川地点（範囲 C）で新たに確認された。環境影響評価時の谷田川地点（範囲 B）における確認個体数は 1 個体のみであり流下個体が偶然確認された可能性があることに加えて、事後調査において同地点で他種（スナヤツメ類、サクラマス（ヤマメ））が確認されていることから環境の悪化による影響は考えにくく、本種に事業が及ぼす影響は小さいと考えられる。なお、両生類・昆虫類の調査時に、事業の影響が及ばない魚類調査範囲の上流の湿地（放棄水田）においてホトケドジョウが確認されている。

アメマス類は、河ウツ川支川地点（範囲 C）から確認された。環境影響評価時の調査と比較すると、環境影響評価時に確認された河ウツ川地点（範囲 D）では事後調査で確認されていないものの、隣接する河ウツ川支川地点（範囲 C）で新たに確認されている。また、環境影響評価時に確認された谷田川地点（範囲 B）で事後調査では確認されていないものの、同地点で他種（スナヤツメ類、サクラマス（ヤマメ））が確認されていることから環境の悪化による影響は考えにくい。上記の理由から、本種に事業が及ぼす影響は小さいと考えられる。

サクラマス（ヤマメ）は、河ウツ川地点（範囲 D）、河ウツ川支川地点（範囲 C）及び谷田川地点（範囲 B）よりそれぞれ確認された。事後調査において環境影響評価時の調査と同地点で確認されていることから、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられる。

表 3-13　対象種確認状況（魚類）

No	目名	科名	種名	重要種選定基準				確認個体数									
								環境影響評価時						事後調査結果			
								範囲 B		範囲 C		範囲 D		範囲 B	範囲 C	範囲 D	補足
				①	②	③	④	H27~28 夏季	H29 夏季	H27~28 夏季	H29 夏季	H27~28 夏季	H29 夏季	R7 夏季	R7 夏季	R7 夏季	R6 春季※
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN	2	2	0	0	0	0	4	0	0	-
2	コイ	フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	VU	1	0	0	0	0	0	0	1	0	10
3	サケ	サケ	アメマス類			DD		1	2	0	0	0	2	0	2	0	-
4			サクラマス（ヤマメ）			NT		1	3	1	3	0	0	4	1	23	-

注 1)科名、種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年生物リスト」（河川環境データベース、2024 年）に準拠した。

注 2)重要種の選定基準

①：「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）　　特天：特別天然記念物、天：天然記念物（国指定）

②：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③：「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年、環境省）

EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④：「ふくしまレッドリスト（2024 年版）について」（令和 5 年、福島県）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注 3)表内の単位の無い数字は確認個体数を示す。

注 4)各調査地点の名称は、「範囲 B：谷田川、範囲 C：河ウツ川支川、範囲 D：河ウツ川」である。

※ 令和 6 年 4 月に実施した両生類・昆虫類調査の調査範囲にて、ホトケドジョウが確認されている。

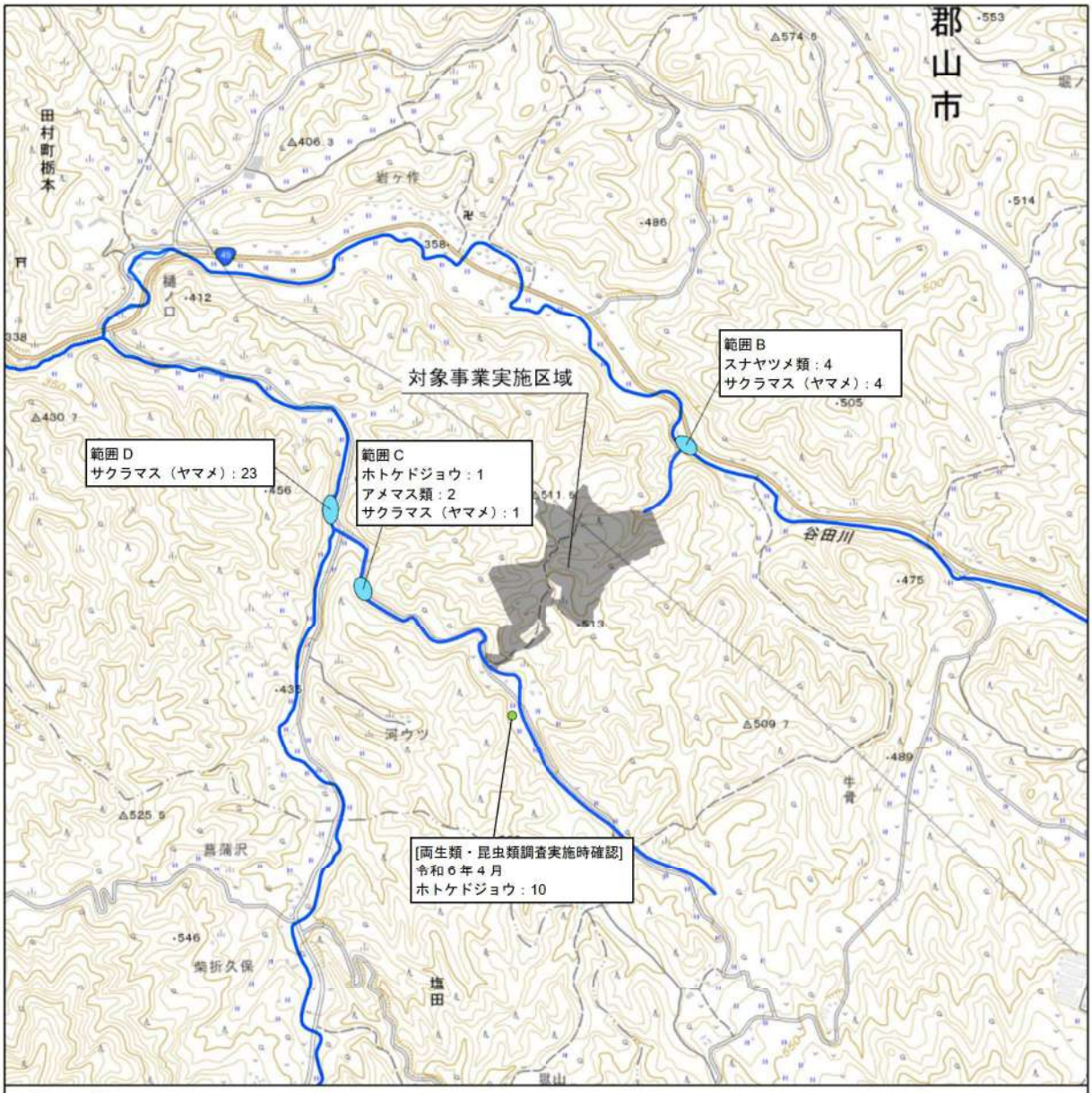


図３－７　確認位置（魚類）

注）図面内の種名に併記した数値は確認個体数を示す

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

（３）猛禽類

猛禽類について、評価書において影響はほとんどないと評価しており、事後調査項目には挙げられていなかったが、知事意見への事業者の見解事項として、関係場所等で新たな営巣活動等が見られないか再度確認する方針を示していた。評価書における知事の意見及び事業者の見解、工事中における対応は以下の表に示すとおりである。

知事の意見	事業者の見解 評価書〔補正後〕	工事中における対応
猛禽類に係る現地調査において、営巣準備のためと推察される行動の観察がされているため、必要に応じて営巣地を把握し、コンディショニング等の対策を追加すること。	本事業計画の実施に当たり、関係場所等で新たな営巣活動等が見られないか再度確認し、新たな行動が確認され猛禽類への影響が想定される場合には、必要に応じて専門家の助言を受けた上で、コンディショニング等の対策を実施する。	猛禽類の営巣木調査の結果を本報告書に示す。

関係場所等で新たな営巣活動等が見られないかを再度確認する調査について、工事着手前に実施する方針を示していたものの、以下の理由から工事着手前の実施には至らなかった。

・本事業は開始が遅延したが、その際、事業者の社内体制変更が行われ、事後調査の実施内容の引き継ぎに不備が生じた。
・猛禽類について、評価書において影響はほとんどないと評価しており、評価書の事後調査項目には挙げられていない状況にあった。

評価書における事後調査の項目と環境保全措置の実施状況を改めて確認し、事業者が対応する必要がある事項を点検した際に、知事意見への事業者の見解事項として実施すべき事項を把握した。しかしながら、その時点で既に工事に着手していたため、可能な限り早期に本調査を実施した。

１）調査方法

任意踏査により、猛禽類の繁殖に利用されたと考えられる営巣木の有無を確認した。調査においては、後述する調査範囲内を踏査し、双眼鏡を用いて猛禽類が繁殖に利用していた、または利用可能と考えられる古巣の確認を行った。

２）調査時期

調査実施時期は、表 ３－１４に示すとおりである。

表 ３－１４　調査実施時期（猛禽類、営巣木の確認）

調査項目		実施年	実施日
猛禽類	・営巣木の確認	令和５年	11 月 28 日～29 日
		令和６年	11 月 11 日～12 日
		令和７年	11 月 11 日～12 日

３）調査範囲

調査範囲は図 ３－８に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺 200m 範囲（範囲 E）において調査を実施した。

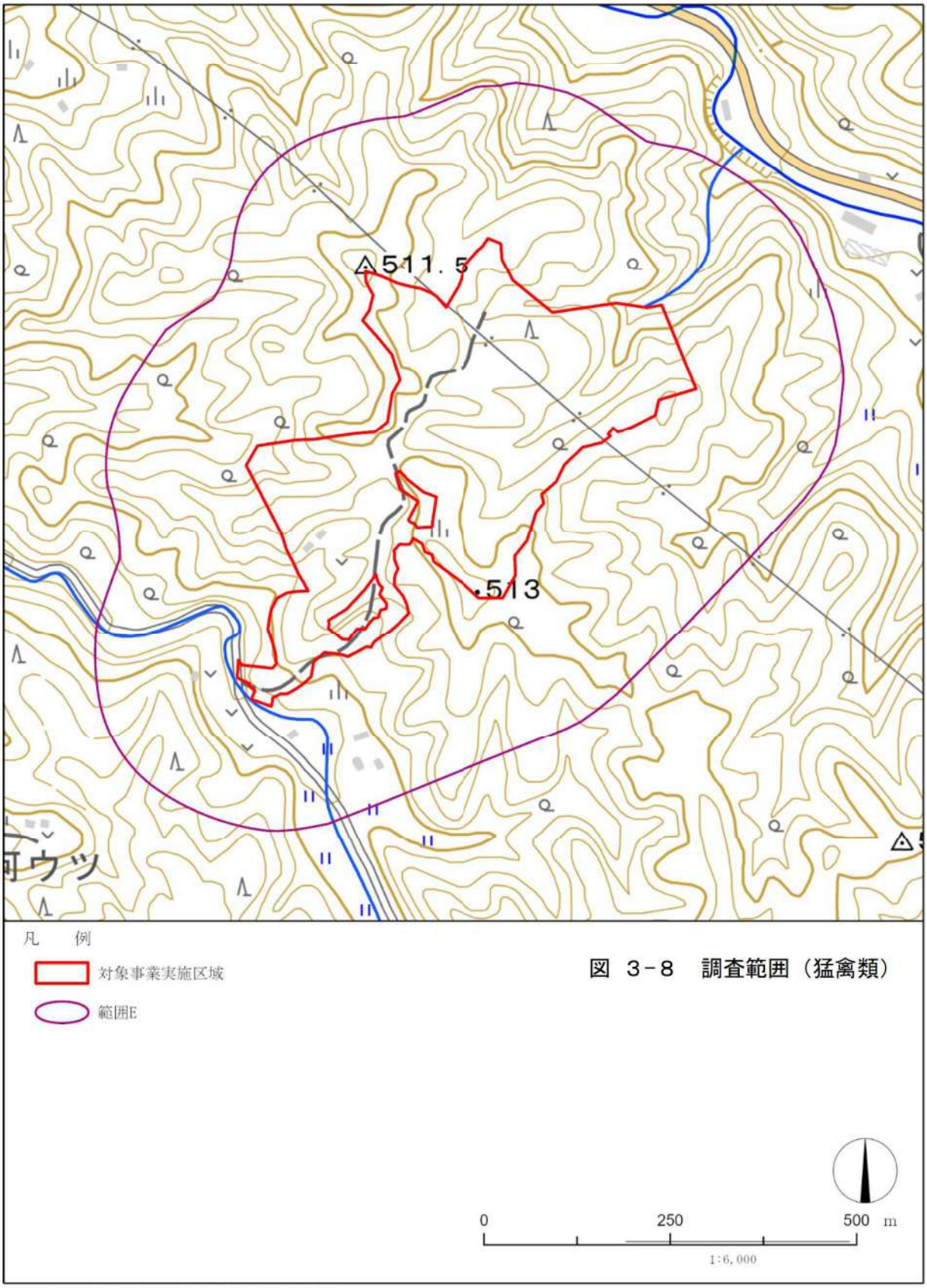


図　3－8　調査範囲（猛禽類）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

４）調査結果

鳥類のものと考えられる巣が、令和７年１１月の調査において、対象事業実施区域から約200mの距離のアカマツ（1地点）で確認された。確認された巣の状況は図　3-9に、確認位置は図3-１０に示すとおりである。なお、当該巣は令和５年及び令和６年の調査においては確認されておらず、それらの調査以降に作られたものであると考えられる。

巣の大きさからは猛禽類の巣である可能性も考えられた。また、巣の崩壊は目立っており、直近で繁殖利用された際に残る痕跡（糞跡、食痕等）は確認されなかった。上記のことから、当該巣は鳥類（猛禽類を含む）の巣であり、調査前の繁殖期（猛禽類の場合は令和７年早春季～夏季）に新規に作られた巣である可能性があるものの、営巣を試みたが途中で放棄された巣であると推察された。



巣の状況
撮影日：令和７年１１月



巣の状況
撮影日：令和７年１１月

図　3-9　確認された巣の状況

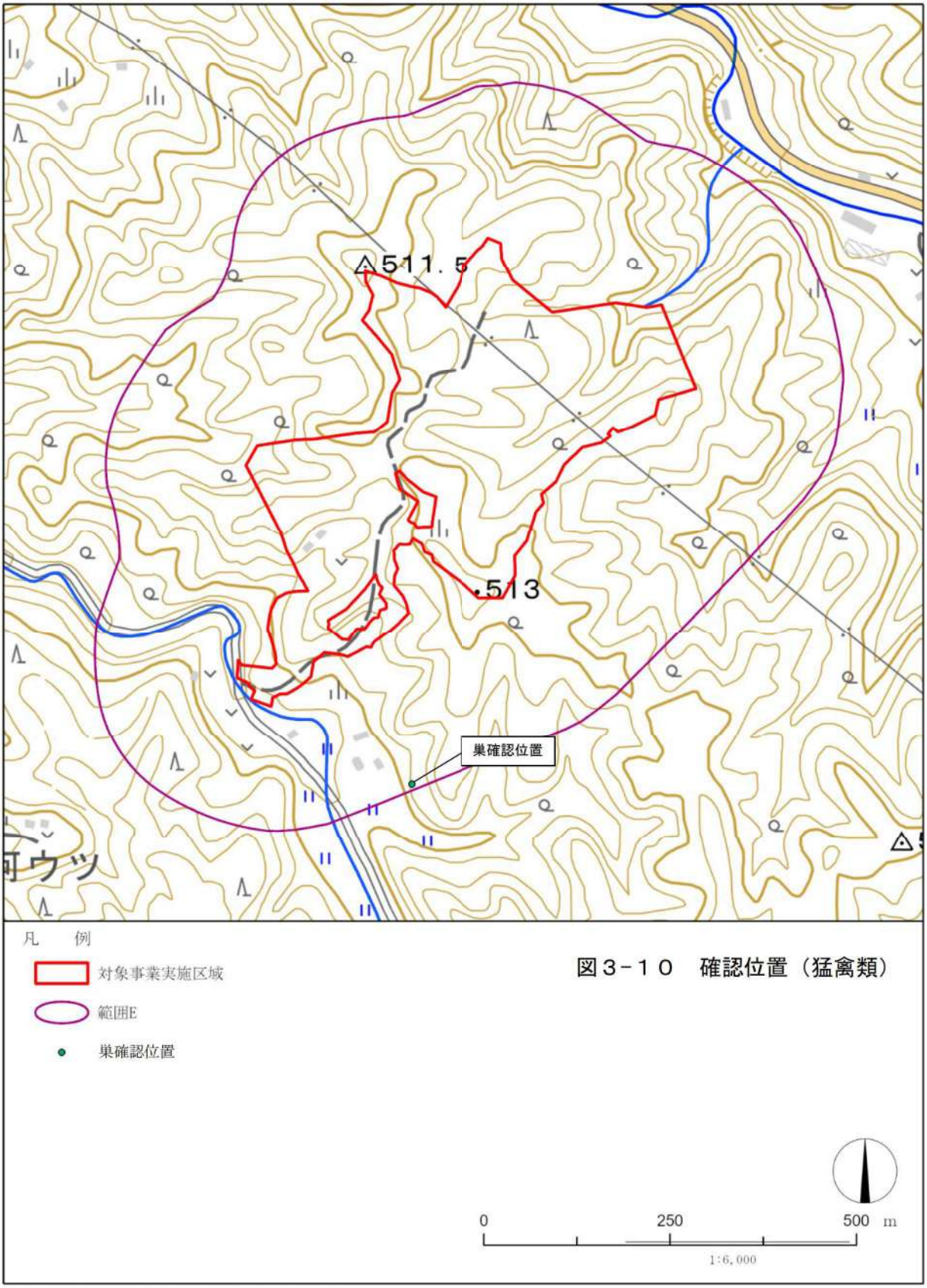


図３－１０　確認位置（猛禽類）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

３．植物

（１）植生

植生について、評価書において工事中における植物に係る影響は環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されていることから「植生」の調査については評価書の事後調査項目には挙げられていなかったが、知事意見への事業者の見解事項として、土地の形質の変更を計画している範囲内において保護すべき植生等がないか、工事開始前に再度確認する方針を示していた。評価書における知事の意見及び事業者の見解、工事中における対応は以下の表に示すとおりである。

知事の意見	事業者の見解 評価書〔補正後〕	工事中における対応
本事業の実施に当たり、土地の形質の変更を計画している範囲内に保護すべき植生等がないかどうか再度十分に確認すること。	土地の形質の変更を計画している範囲内において保護すべき植生等がないか、工事開始前に再度確認する。 また、既に確認されている重要な植物種の生育については、可能な範囲で引き続き注意を継続する。	保護すべき植生等がないか、既に確認されている重要な植物種の生育がないかを確認した結果を本報告書に示す。

土地の形質の変更を計画している範囲内において保護すべき植生等がないか、工事開始前に再度確認する方針を示していた一方で、以下の理由から工事開始前の実施には至らなかった。

・本事業は開始が遅延したが、その際、事業者の社内体制変更が行われ、事後調査の実施内容の引き継ぎに不備が生じた。
・植生について、評価書において工事中における植物に係る影響は環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されていることから「植生」の調査については評価書の事後調査項目には挙げられていない状況にあった。

評価書における事後調査の項目と環境保全措置の実施状況を改めて確認し、事業者が対応する必要がある事項を点検した際に、知事意見への事業者の見解事項として実施すべき事項を把握した。しかしながら、その時点で既に工事に着手していたため、可能な限り早期に本調査を実施した。

１）調査方法

任意踏査により後述する調査範囲内を踏査し、保護すべき植生の有無を確認した。また、環境影響評価時の調査で確認されている重要な植物種（レンゲショウマ、キキョウ）の生育状況も併せて確認した。

２）調査時期

調査実施時期は、表　３-１５に示すとおりである。

表　３-１５　調査実施時期（植生、保護すべき植生の確認）

調査項目		実施年	実施日
植生	保護すべき植生の確認	令和５年	10 月 30 日～31 日

３）調査範囲

調査範囲は図　３-１１に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺 200m 範囲（範囲 E）において調査を実施した。

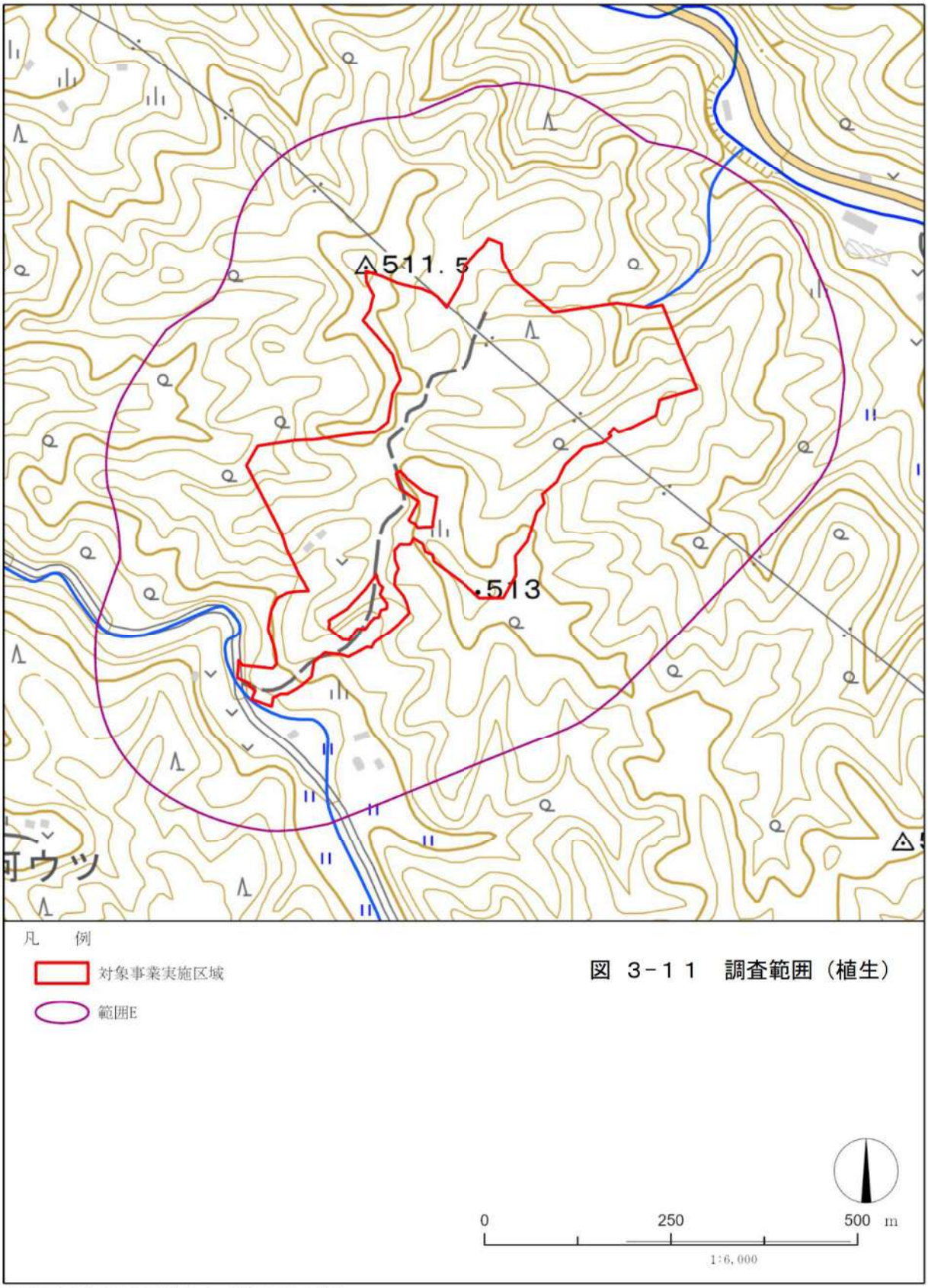


図　3－１１　調査範囲（植生）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

４）調査結果

調査の結果、保護すべき植生は確認されなかった。

併せて実施した、環境影響評価時に確認されている重要な植物種（レンゲショウマ、キキョウ）の生育状況確認について、確認状況は表　３－１６に、確認地点は図３－１２に示すとおりである。すべての環境影響評価時の確認地点で生育を再確認した。また、対象事業実施区域周辺でキキョウが新たに確認された。

なお、対象事業実施区域内において確認されたキキョウについては、栽培個体の逸出又は人為的に植栽された個体である可能性があったが、事業区域内に移植を実施した。しかし、移植後の確認において、活着が確認されなかった。

表　３－１６　確認状況（重要な植物種）

No	目名	科名	種名	重要種選定基準				確認個体数			
								環境影響評価時※1		事後調査結果	
				①	②	③	④	対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺	対象事業実施区域	対象事業実施区域周辺
1	キンポウゲ	キンポウゲ	レンゲショウマ				NT	0	10 以上	0	23
2	キキョウ	キキョウ	キキョウ			VU	VU	10 以上 ※2	2	2	10

注 1)目名、科名、種名、学名及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和４年生物リスト」（河川環境データベース、2022 年）に準拠した。

注 2)重要種の選定基準

①：「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物（国指定）

②：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年、法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③：「環境省レッドリスト 2020」（令和２年、環境省）
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④：「ふくしまレッドリスト（2022 年版）について」（令和５年、福島県）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

注 3)評価書における確認個体数の記載（レンゲショウマ：十数株、キキョウ：周辺に２株・区域内に数十株）

※1 一部の確認記録において、個体数の正確な計数が難しかったため、「以上」を付して下限値を明示している。

※2 民家の庭で栽培されている個体の逸出、若しくは人為的に植えられた可能性が高いと考えられた。

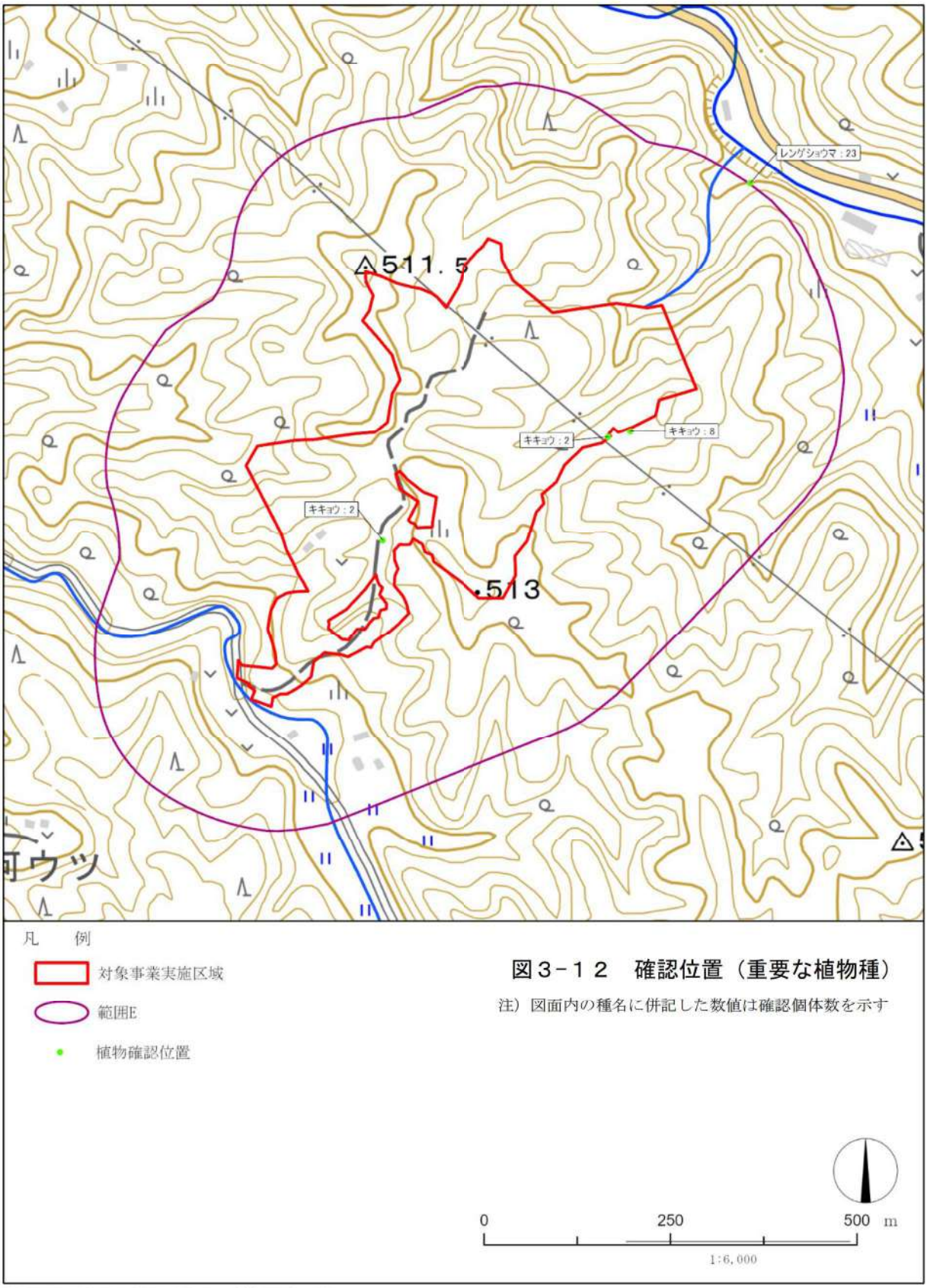


図３－１２　確認位置（重要な植物種）

注）図面内の種名に併記した数値は確認個体数を示す

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

４．生態系

（１）哺乳類

評価書の環境影響評価において、工事中における哺乳類に係る影響は、環境保全措置を実施することにより実行可能な範囲内でできる限り回避、低減しているものと評価されているものの、影響が小さいとした種（キツネ、タヌキ）については予測の不確実性があったことから影響の有無の確認するための事後調査を実施した。

１）調査方法

任意踏査、無人撮影機調査により、調査対象種である哺乳類（キツネ、タヌキ）の生息状況を確認した。

任意踏査においては、後述する調査範囲内を踏査し、目視による確認や、鳴き声による確認、及びフィールドサイン（足跡、糞、巣穴、食痕等）による観察調査を行った。無人撮影機調査においては、後述する調査範囲内において、移動経路として活用していると考えられる場所等に自動撮影装置を設置した。

２）調査時期

調査実施時期は、表 ３-１７に示すとおりである。

表 ３-１７　調査実施時期（哺乳類）

調査項目		実施年	実施日
哺乳類	・キツネ ・タヌキ	令和７年	４月 17 日～18 日
			８月 ６日～ ７日
			11 月 13 日～14 日

３）調査範囲

調査範囲は図３-１３に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺 200m 範囲（範囲 E）において調査を実施した。

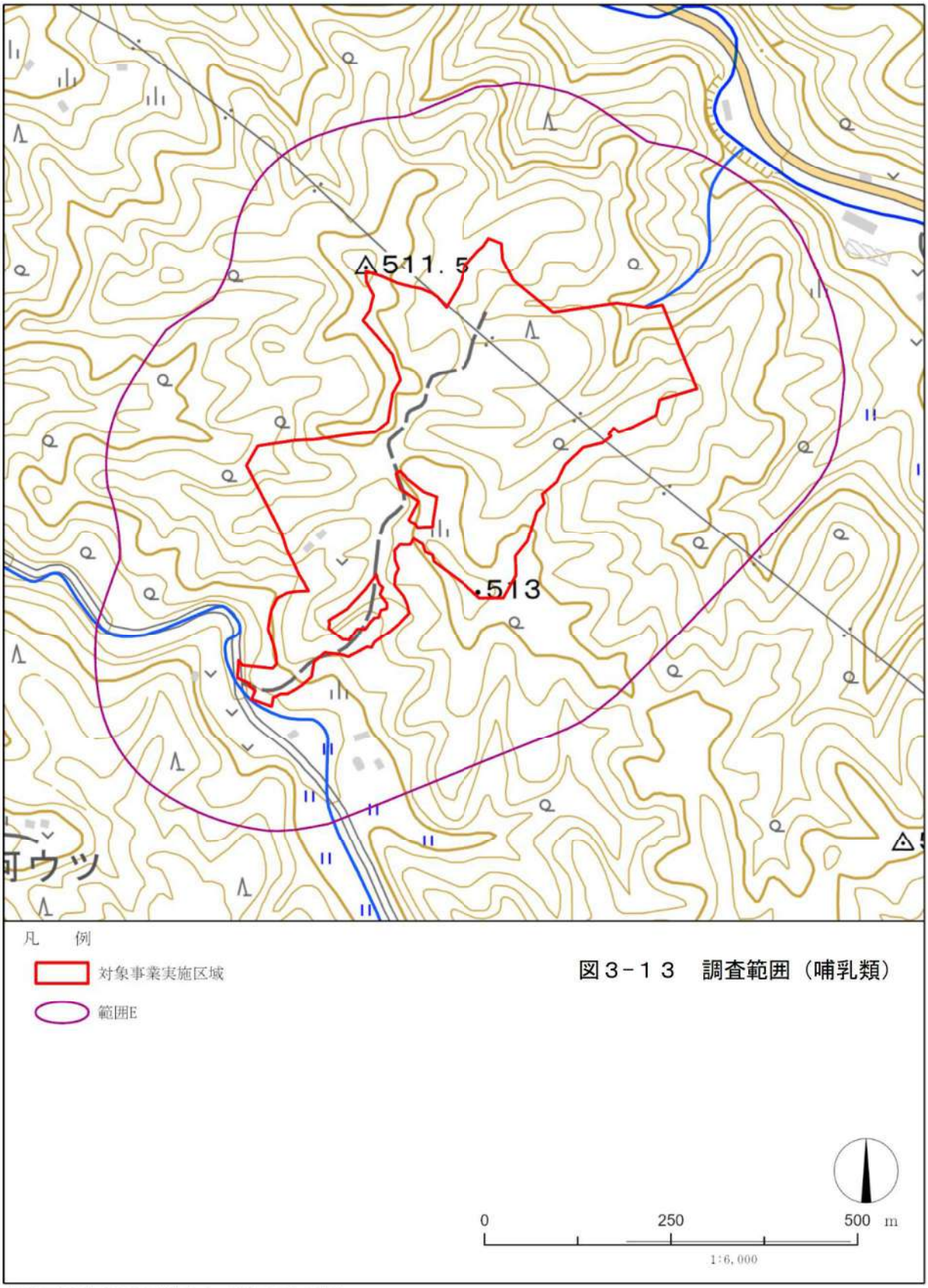


図３－１３　調査範囲（哺乳類）

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

４）調査結果

調査対象種の確認状況は表　３－１８及び図３－１４～図　３－１６に示すとおりである。

調査対象種のタヌキ、キツネは複数季節の事後調査で複数地点において確認されており、対象事業実施区域及びその周辺で生息は維持されていると考えられた。

表　３－１８　対象種確認状況（哺乳類）

No	科名	種名	重要種選定基準				確認例数			
			①	②	③	④	環境影響評価時	事後調査結果		
							H28 年※1	R7 年 4 月	R7 年 8 月	R7 年 11 月
1	イヌ	タヌキ					6	6	3	15
2		キツネ					4	1	0	2

注 1)科名、種名及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 6 年生物リスト」（河川環境データベース、2023 年）に準拠した。

注 2)重要種の選定基準

①：「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）　　特天：特別天然記念物、天：天然記念物（国指定）

②：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③：「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年、環境省）
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④：「ふくしまレッドリスト（2022 年版）について」（令和 5 年、福島県）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

※1 平成 28 年 2 月（冬季）、平成 28 年 5 月（春季）、平成 28 年 7 月（夏季）、平成 28 年 9 月（秋季）に調査を実施しており、表内の確認例数は 4 回調査の合計例数を示す。

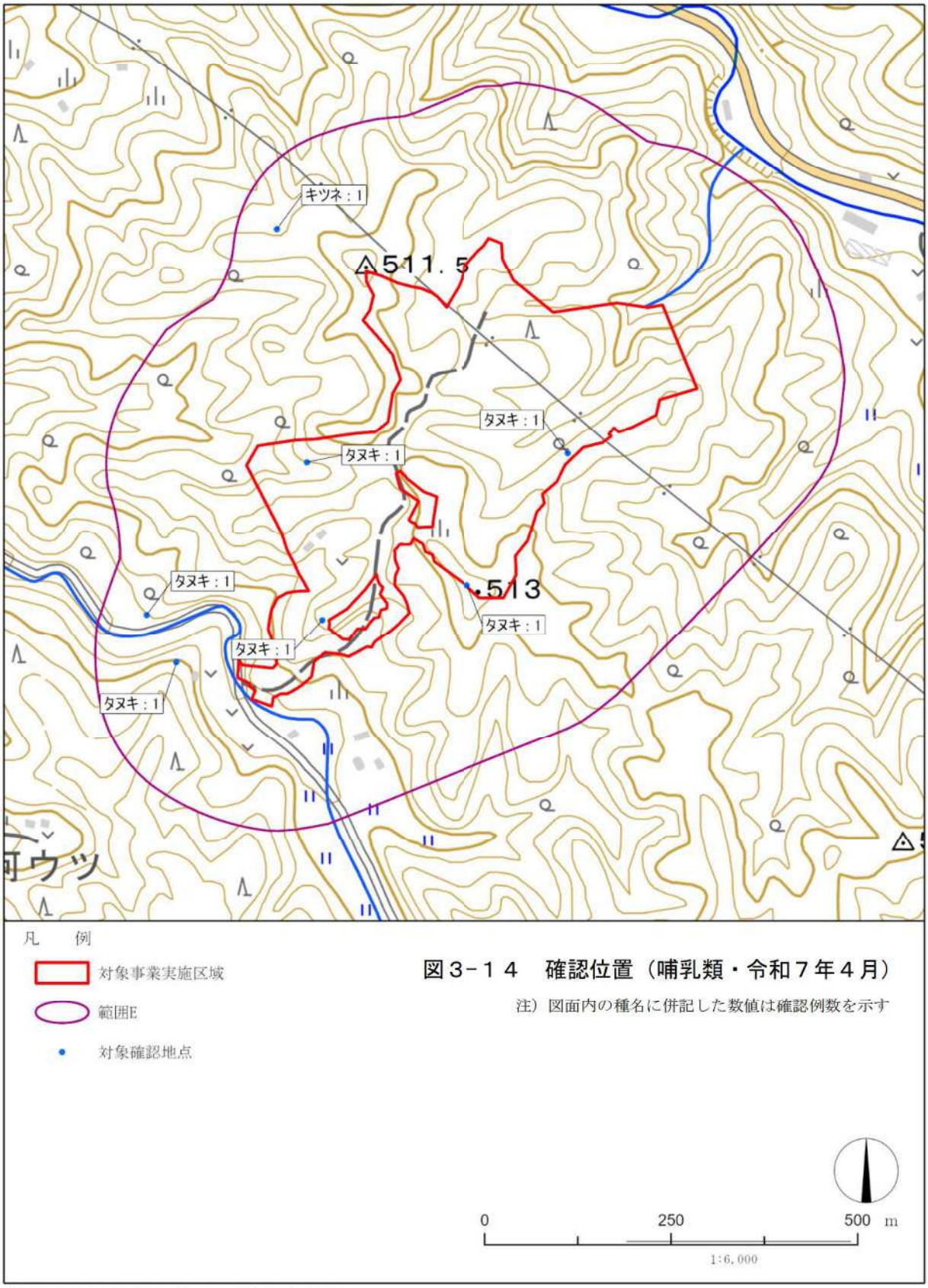


図３－１４　確認位置（哺乳類・令和７年４月）

注）図面内の種名に併記した数値は確認例数を示す

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

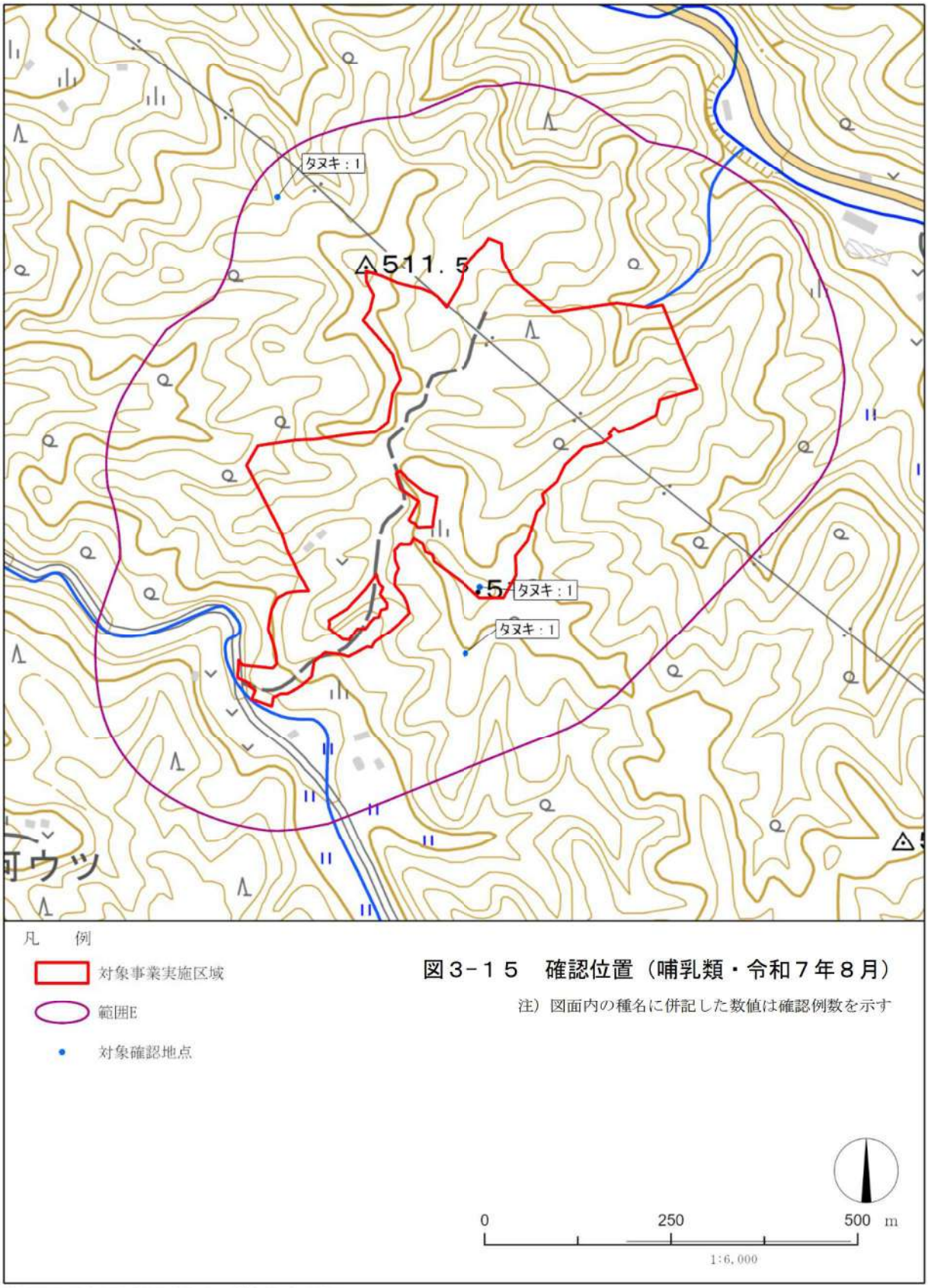


図３−１５　確認位置（哺乳類・令和７年８月）

注）図面内の種名に併記した数値は確認例数を示す

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用



図　3-16　確認位置（哺乳類・令和７年１１月）

注）図面内の種名に併記した数値は確認例数を示す

背景地図は国土地理院 地理院タイル（淡色地図）を使用

第４章　事後調査のまとめ

４－１　調査結果の比較検証

環境影響評価時と事後調査結果の比較は表 ４-１に示すとおりである。

表 ４-１　環境影響評価時と事後調査結果の比較（水質、浮遊物質量（SS））

事後調査項目	環境影響評価時	事後調査結果
浮遊物質量（SS）	造成等の施工時の降雨に伴う濁水の発生による浮遊物質量の増加について、雨水等放流先の谷田川水系を対象として対象事業実施区域からの沢の合流後の地点（地点①：谷田川（雨水排水合流後））で予測を実施したところ、予測値は整合を図るべき基準を下回っていたことから、環境保全措置を実施することにより、造成等の施工による影響は、実行可能な範囲内で出来る限り回避、低減しているものと評価した。 なお、雨水等放流先である谷田川において「水質汚濁に係る環境基準（別表２　生活環境の保全に関する環境基準）」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）の類型Aに指定されているが、降雨時においては現況（環境影響評価時の地点①（谷田川（雨水排水合流後））における調査の実測値）において類型Aの基準を超過することから、『現況濃度を著しく増加させないこと』を基準とした。	平常時の調査において、すべての地点で環境基準を満たしていた。その際、河ウツ水系においては環境基準がないものの、谷田川における環境基準（25mg/L以下：A類型）を満たしていた。 降雨時の調査において、すべての地点で水質に係る整合を図るべき基準を満たしていた。その際、環境影響評価時に降雨時の浮遊物質量の調査を実施していない地点（地点②：河ウツ川支川、地点③：河ウツ川（支川合流後）、地点④：谷田川（河ウツ川合流後））については、環境影響評価時に降雨時の浮遊物質量の調査を実施した地点①（谷田川（雨水排水合流後））の実測値（現況値）を基準とした。

表 4－2　環境影響評価時と事後調査結果の比較（動物、両生類・昆虫類）

調査項目	環境影響評価時	事後調査結果
アカハライモリ	対象事業実施区域内の水田、東域のため池及び対象事業実施区域周辺の水田脇から確認された。確認された生息地のうち、対象業施区域内の水田は消失するが、周辺のため池及び水田は本事業により改変されることはないため、個体群の存続は可能と予測される。	対象事業実施区域周辺において、新規に造成した代替池②や、東域のため池や水溜まり、南域の水田や湿地で確認された。対象事業実施区域周辺の複数地点で確認されており、生息は維持されていると考えられる。
トウキョウダルマガエル	5月から7月上旬に、対象事業実施区域内水田及び周辺水田より確認された。確認された生息地のうち、対象事業実施区域内の水田は消失するが、周辺水田は本事業により改変されることはないため、個体群の存続は可能と予測される。	対象事業実施区域周辺の東域のため池において確認され、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられる。
クロゲンゴロウ	対象事業実施区域内耕作地にある水溜りより2個体が採取された。確認された耕作地の水溜まりは消失するが、周辺東域にため池が存在するなど、生息環境は維持されると予測される。また、対象事業実施区域には防災調整池が設置されるため、今後新たな生息地として利用される可能性が考えられる。	対象事業実施区域周辺の新規に造成した代替池②において確認され、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられる。
ミズスマシ	対象事業実施区域内耕作地にある水溜りより2個体が採取された。確認された耕作地の水溜まりは消失するが、周辺東域にため池が存在するなど、生息環境は維持されると予測される。また、対象事業実施区域には防災調整池が設置されるため、今後新たな生息地として利用される可能性が考えられる。	対象事業実施区域周辺の新規に造成した代替池②において確認され、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられる。

表 4－3（1） 環境影響評価時と事後調査結果の比較（動物、魚類）

調査項目	環境影響評価時	事後調査結果
スナヤツメ類	谷田川地点（雨水等放流先）からアンモシーテス並びに成体が確認された（夏季調査でも同地点で確認された）。生息環境に変化が発生する要因としては、工事の実施に伴う濁水が考えられる。本事業に係る環境保全対策として、現況の水環境と同程度又はそれ以下となるような規制基準値を設定し、それを下回るよう配慮することから、主な生息環境の質・量的な変化は小さいと判断される。	谷田川地点（範囲B）から確認された。 事後調査において環境影響評価時の調査と同地点で確認されていることから、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられる。
ホトケドジョウ	河ウツ川地点、河ウツ川支川地点及び谷田川地点よりそれぞれ確認された（夏季調査に限定すると、谷田川地点で確認された）。生息環境に変化が発生する要因としては、工事の実施に伴う濁水が考えられるが、本事業に係る環境保全対策として、現況の水環境と同程度又はそれ以下となるような規制基準値を設定し、それを下回るよう配慮することから、主な生息環境の質・量的な変化は小さいと判断される。	河ウツ川支川地点（範囲C）から確認された。 事後調査と同時期に実施された環境影響評価時の調査と比較すると、環境影響評価時に確認された谷田川地点（範囲B）では事後調査で確認されず、河ウツ川支川地点（範囲C）で新たに確認された。環境影響評価時の谷田川地点（範囲B）における確認個体数は1個体のみであり流下個体が偶然確認された可能性があることに加えて、事後調査において同地点で他種（スナヤツメ類、サクラマス（ヤマメ））が確認されていることから環境の悪化による影響は考えにくく、本種に事業が及ぼす影響は小さいと考えられる。なお、両生類・昆虫類の調査時に、事業の影響が及ばない魚類調査範囲の上流の湿地（放棄水田）においてホトケドジョウが確認されている。

表 4-3（2） 環境影響評価時と事後調査結果の比較（動物、魚類）

調査項目	環境影響評価時	事後調査結果
アメマス類	河ウツ川地点及び谷田川地点よりそれぞれ確認された（夏季調査でも同地点で確認された）。生息環境に変化が発生する要因としては、工事の実施に伴う濁水が考えられるが、本事業に係る環境保全対策として、現況の水環境と同程度又はそれ以下となるような規制基準値を設定しそれを下回るよう配慮することから、主な生息環境の質・量的な変化は小さいと判断される。	河ウツ川支川地点（範囲C）から確認された。 環境影響評価時の調査と比較すると、環境影響評価時に確認された河ウツ川地点（範囲D）では事後調査で確認されていないものの、隣接する河ウツ川支川地点（範囲C）で新たに確認されている。また、環境影響評価時に確認された谷田川地点（範囲B）で事後調査では確認されていないものの、同地点で他種（スナヤツメ類、サクラマス（ヤマメ））が確認されていることから環境の悪化による影響は考えにくい。上記の理由から、本種に事業が及ぼす影響は小さいと考えられる。
サクラマス（ヤマメ）	河ウツ川地点、河ウツ川支川地点及び谷田川地点よりそれぞれ確認された（夏季調査に限定すると、河ウツ川支川地点、谷田川地点で確認された）。生息環境に変化が発生する要因としては、工事の実施に伴う濁水が考えられるが、本事業に係る環境保全対策として、現況の水環境と同程度又はそれ以下となるような規制基準値を設定しそれを下回るよう配慮することから、主な生息環境の質・量的な変化は小さいと判断される。	河ウツ川地点（範囲D）、河ウツ川支川地点（範囲C）及び谷田川地点（範囲B）よりそれぞれ確認された。 事後調査において環境影響評価時の調査と同地点で確認されていることから、対象事業実施区域周辺で生息は維持されていると考えられる。

表 4-4 環境影響評価時と事後調査結果の比較（動物、猛禽類）

調査項目	環境影響評価時	事後調査結果
猛禽類	猛禽類について、対象事業実施区域及びその周辺で確認されたが、ほとんどの種については繁殖に付随する行動は確認されていないことから、主な生息環境の質的な変化は生じないと判断された。また、一部の種について営巣準備と推察される行動が確認されたが、対象事業実施区域及び周辺林内への出入りや営巣木は確認されていないことから、主な生息環境の質的な変化は生じないと判断された。 評価書についての知事の意見で、営巣準備と推測される行動が観察されていることから、必要に応じて営巣地を把握し、コンディショニング等の対策を追加するように意見された。	猛禽類の営巣木を把握するための調査を実施したものの、猛禽類の繁殖に利用されたと考えられる営巣木は確認されなかった。

表　4－5　環境影響評価時と事後調査結果の比較（植物、植生）

調査項目	環境影響評価時	事後調査結果
植生	植生について、対象事業実施区域及びその周辺で特定植物群落、巨樹・巨木林等及び重要な群落は分布していなかった。 評価書についての知事の意見で、土地の形質の変更を計画している範囲内に保護すべき植生等がないかどうか再度十分に確認するように意見された。	対象事業区域及びその周辺において保護すべき植生を確認する調査を実施したものの、保護すべき植生は確認されなかった。 併せて、既に確認されている重要な植物種（レンゲショウマ、キキョウ）の生育状況を調査し、環境影響評価時のすべての確認地点で生育を再確認した。

表　4－6　環境影響評価時と事後調査結果の比較（生態系、哺乳類）

調査項目	環境影響評価時	事後調査結果
キツネ	本種は、自動撮影機調査により、地点．２伐採跡地、地点．３広葉樹林、地点．４アカマツ混交林の環境及び道路沿いで糞により確認された。調査区域に広く生息しているものと考えられることから、対象事業実施区域内を利用している可能性が高いと思われた。全体として生息環境の変化はあると予測されるが、対象事業実施区域において繁殖等に利用されるような巣穴は確認されていないことから、主な生息環境の質的な変化は小さいと判断される。	春季調査、秋季調査で複数地点において確認され、対象事業実施区域及びその周辺で生息は維持されていると考えられる。
タヌキ	本種は、自動撮影機調査により、全地点の環境及び対象事業実施区域西側のアカマツ林尾根上にてため糞２箇所により確認された。調査区域に広く生息しているものと考えられることから、対象事業実施区域内を利用している可能性が高いと思われた。全体として生息環境の変化はあると予測されるが、対象事業実施区域において繁殖等に利用されるような巣穴は確認されていないことから、主な生息環境の質的な変化は小さいと判断される。	春季調査、夏季調査及び秋季調査で複数地点において確認され、対象事業実施区域及びその周辺で生息は維持されていると考えられる。

４－２　総括

１．水質

（１）浮遊物質量（SS）

事後調査の結果、平常時の調査においてすべての地点で環境基準を満たしており、降雨時の調査においてもすべての地点で水質に係る整合を図るべき基準を満たしていた。

以上のことから、環境への影響の低減を図るための環境保全措置を実施したことにより、造成等の施工による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避、低減したことを確認したことから、追加の環境保全措置を実施せず、工事中の事後調査は終了する。

２．動物

（１）両生類・昆虫類

事後調査の結果、すべての調査対象種（アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、クロゲンゴロウ、ミズスマシ）が調査で確認されたことから、対象事業実施区域周辺でそれらの種の生息は維持されていると考えられた。なお、造成した代替池において複数の調査対象種（アカハライモリ、クロゲンゴロウ、ミズスマシ）が確認されており、クロゲンゴロウ、ミズスマシについては代替池のみで確認されていることから、実施した環境保全措置の効果が表れていると考えられた。

以上のことから、環境への影響の低減を図るための環境保全措置を実施したことにより、造成等の施工による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避、低減したことを確認したことから、追加の環境保全措置を実施せず、工事中の事後調査は終了する。

（２）魚類

事後調査の結果、すべての調査対象種（スナヤツメ類、ホトケドジョウ、アメマス類、サクラマス（ヤマメ））が調査で確認されている。スナヤツメ類、サクラマス（ヤマメ）は、環境影響評価時の調査と同地点で確認された。ホトケドジョウ、アメマス類は、環境影響評価時の調査における確認地点の一部で未確認となったが、未確認地点において他種は確認されており当該地点の環境悪化による影響は考えにくい等の理由から、それらの種に事業が及ぼす影響は小さいと考えられた。なお、両生類・昆虫類の調査時に、事業の影響が及ばない魚類調査範囲の上流の湿地（放棄水田）においてホトケドジョウが確認されている。

以上のことから、対象事業実施区域周辺でそれらの種の生息は維持されていると考えられ、環境への影響の低減を図るための環境保全措置を実施したことにより、造成等の施工による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避、低減したことを確認したことから、追加の環境保全措置を実施せず、工事中の事後調査は終了する。

（３）猛禽類

評価書への知事意見対応として営巣木を把握するための調査を実施した結果、猛禽類の繁殖に利用されたと考えられる営巣木は確認されなかったことから、追加の環境保全措置は実施しなかった。

３．植物

（１）植生

評価書への知事意見対応として対象事業区域及びその周辺において保護すべき植生を確認する調査を実施したものの、保護すべき植生は確認されなかったことから、追加の環境保全措置は実施しなかった。なお、植生を確認する調査と併せて、環境影響評価時に確認されている重要な植物種（レンゲショウマ、キキョウ）の生育状況を調査し、すべての環境影響評価時の確認地点で生育を再確認した。

４．生態系

（１）哺乳類

事後調査の結果、調査対象種のキツネ、タヌキは複数季節の事後調査で複数地点において確認されていた。以上のことから、対象事業実施区域及びその周辺で生息は維持されていると考えられ、環境への影響の低減を図るための環境保全措置を実施したことにより、造成等の施工による影響は実行可能な範囲内でできる限り回避、低減したことを確認したことから、追加の環境保全措置を実施せず、工事中の事後調査は終了する。